

北潟湖
自然再生全体構想

―北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう―







北潟湖自然再生協議会





昭和 30～40 年代の北潟湖の風景





昭和 30～40 年代の北潟湖の風景

－ 目 次 －

はじめに 1

1 自然再生の取組に至る経緯と背景 3

2 自然再生の対象となる区域 4
2.1 対象となる区域の概要 4
2.2 北潟湖と周辺地域の歴史的変遷 5
2.3 北潟湖と周辺地域の現状 7
2.4 北潟湖と周辺地域の課題 20

3 対象となる区域の自然再生目標と自然再生事業の概要 23
3.1 自然再生目標 23
3.2 自然再生目標を達成するための施策 30

4 自然再生協議会組織及び役割分担 39
4.1 協議会の組織 39
4.2 役割分担 40

参考・引用文献
北潟湖自然再生全体構想策定までの経緯
北潟湖自然再生協議会規約
北潟湖自然再生協議会運営細則
北潟湖自然再生協議会構成員名簿

参考資料
自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）について

はじめに

平成 25（2013）年の北潟湖自然再生連絡会、翌年（2014 年）の北潟湖の自然再生に関する協議会の発足からの様々な活動の積み重ねを踏まえて平成 30（2018）年 11 月 24 日に、自然再生推進法に基づく全国で 26 番目の北潟湖自然再生協議会が発足しました。

このたび、定めることになった北潟湖自然再生全体構想によって、北潟湖の歴史的変遷、湖とそれを取り巻く地域における自然環境及び文化社会的現状を整理し、北潟湖の豊かな自然と文化及び地域の課題を改めて認識することができると考えています。

これから、この全体構想を基礎として自然再生事業実施計画を策定していくことになります。北潟湖自然再生協議会には、様々な立場の団体・個人・行政機関に参加していただいています。自然再生の事業は、地球的な気候変動、少子高齢化などの日本社会における共通した課題、北潟湖を取り巻く地域的な課題など、複雑に入り混じった問題を多様な関係者が共通の場で議論し、実際の事業を通じてより良い方向を探していくことになります。

自然再生協議会の発足によって明るい未来が開けてくるというものではなく、まずは地域の皆さま方が北潟湖により深く関心を持ち試行錯誤を重ねながら、自分たちの将来像を議論し探していくことができる出発点に立ったというべきではないでしょうか？ 自然再生事業は、従来型のトップダウンによる事業ではなく、将来のありかたを自らが決めていくというプロセスでこそ実現できる事業です。したがって、わからない答えを探しながらの試行錯誤を重ねることになります。しかし、このような取り組みこそ、本当にわくわくすることだと思っています。この活動に子どもたちを巻き込み、子どもたちに誇りを持って遺していくことのできる自然環境と人々のつながりのバトンをつないでいければと思います。より多くの皆さまのご参加とご支援をどうかよろしくお願いします。

北潟湖自然再生協議会
会長　青海 忠久

[北潟湖自然再生協議会設立趣旨]

北潟湖は、あわら市の北部に位置し、面積 2.14 平方キロメートル、周囲 14.0 キロメートル、平均水深 2.5 メートルで、福井県内では水月湖、三方湖に次いで３番目に大きな湖です。

湖は、越前加賀海岸国定公園に含まれるほか、日本の重要湿地５００（平成 13（2001）年）*、生物多様性保全上重要な里地里山（平成 27（2015）年）に選定されるなど、北潟湖が持つ景観の美しさ、そして、自然そのものの豊かさと、人と自然の関わりが生み出した自然の姿の重要性が高く評価されています。

しかし、北潟湖をめぐる自然環境の現状は、決して安心できません。湖の水質汚濁は深刻となり、平成 4（1992）年から湖底の一部で浚渫を行ないましたが、いまだ回復には至ったとはいえません。また、これまでの湖岸整備は、安全な生活をもたらした一方で、水草やトンボたちなど多様な水辺の生きものの多くが姿を消しました。さらに、フナやコイなど地域が誇る湖の恵みも、いただく機会は減ってきました。近年では、外来種の蔓延が、湖の生きものをさらに減少に追いやっています。

こうした状況を踏まえ、これまで、湖の水質を改善するため、下水道の整備、湖底の浚渫に取り組んできました。そして、住民が参加しての湖岸の清掃活動、漁業者による外来魚の駆除など、自然を取り戻す様々な取組も行なわれるようになりました。さらに、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育（学習）活動も、環境保全団体により活発に実施されるようになりました。

一旦失った自然の姿を取り戻すためには、もっと大きな力が必要です。取組を継続するための、知恵、工夫、協力が必要です。そこで、私たちは、地域活動団体、住民、関係団体、専門家や行政などの多様な主体が集まり、北潟湖と湖を取り巻く地域の自然環境を考え、再生・保全・活用に取り組むため、「北潟湖自然再生協議会」を設立することにしました。

本協議会では、北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来持つすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖と周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを皆の力をあわせて実現します。

*平成 28（2016）年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として改定

1 自然再生の取組に至る経緯と背景

北潟湖では、平成 25（2013）年に設置した「北潟湖自然再生連絡会」から始まり、平成 26（2014）年には「北潟湖の自然再生に関する協議会」を設立し、地元の環境保全団体、漁業者、研究者、県、市が協働して北潟湖の自然を取り戻すための調査や検討を行なってきました。さらに、北潟湖の自然再生を本格的に実行に移すため、この地域の多くの住民の皆さまや幅広い行政機関等が自然再生推進法に基づく「北潟湖自然再生協議会」を設立しました。

［北潟湖自然再生協議会設立経緯］

平成 25 年 2 月（2013 年）	**北潟湖自然再生連絡会 設置**
平成 26 年 1 月（2014 年）	北潟湖の自然再生に関する研究会
平成 26 年 3 月（2014 年）	**北潟湖の自然再生に関する協議会 設立総会**
平成 26 年度（2014 年度）	北潟湖の自然再生に関する協議会 会議 第 1～3 回
平成 26 年 4～5 月（2014 年）	アンケートの実施（対象・北潟湖流域 17 集落）
平成 26 年 12 月（2014 年）	北潟湖堆積物調査（福井県里山里海湖研究所実施） ※平成 26（2014）年度堆積物採取、平成 27（2015）～28（2016）年度花粉分析・植生変遷の研究
平成 27 年 2 月（2015 年）	シンポジウム
平成 27 年度（2015 年度）	北潟湖の自然再生に関する協議会 会議 第 1～6 回
平成 27 年 11 月（2015 年）	第 2 回北潟湖フォーラム ～みんなで語ろう北潟湖の未来～
平成 28 年度（2016 年度）	北潟湖の自然再生に関する協議会 会議 第 1～6 回
平成 28 年 4 月（2016 年）	平成 28（2016）年度 北潟湖の自然再生に関する調査研究会合
平成 28 年 8 月（2016 年）	北潟湖ニュースレター発行（市内全集落回覧）
平成 28 年 9 月（2016 年）	第 3 回北潟湖フォーラム ～北潟湖の今 これから！～
平成 29 年度（2017 年度）	運営委員会 会議 第 1～4 回 北潟湖の自然再生に関する協議会 会議 第 1～2 回
平成 30 年 3 月（2018 年）	第 4 回北潟湖フォーラム ～北潟湖のめぐみを感じよう！～
平成 30 年度（2018 年度）	運営委員会 会議 第 1～7 回 北潟湖の自然再生に関する協議会 会議 第 1 回
平成 30 年 6 月（2018 年）	北潟湖自然再生協議会（仮称） 準備会発足 ※3 回会議開催
平成 30 年 11 月（2018 年）	**北潟湖自然再生協議会 設立総会** 第 5 回北潟湖フォーラム ～北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう～
平成 31 年 3 月（2019 年）	**北潟湖自然再生全体構想 策定**（北潟湖自然再生協議会 第 3 回会議）

2 自然再生の対象となる区域

2.1 対象となる区域の概要

北潟湖自然再生全体構想の対象区域は、北潟湖流域及びその周辺地域としています。対象とする区域は、北潟湖の集水域や、地域のつながりなどを考慮しながら北潟湖の周辺地域を広く含めて設定しています。



北潟湖自然再生協議会の自然再生の対象とする区域

【北潟湖の諸元】

所　在　地　あわら市

湿地タイプ　潟湖

面　　積　214ha

標　　高　0m

出典：「第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査結果」
（環境省、平成 7（1995）年）



2.2 北潟湖と周辺地域の歴史的変遷

北潟湖における自然と人との関わりはとても古く、縄文時代までさかのぼります。約 1 万年前の縄文時代草創期には、北潟湖の周辺台地に狩猟採集生活をする人々が暮らし、約 4 千年前の縄文時代中期には北潟湖湖畔で貝類を採集する人々の暮らしがあったようです。

その後、平安時代、近世から現在に至るまで、北潟湖は、自然の変遷だけでなく、人が関わることにより大きく環境を変えてきました。ここでは、古代・江戸時代以降における、人と北潟湖の自然のつながりの歴史について、その概要をまとめます。

【古代】

古代における北潟湖の出来事の一つとして、製鉄があります。金津の地名は、鉄と関係することから付いたといわれ、あわら市内では柿原、細呂木、滝、青ノ木、赤尾を中心に確認されています。鉄を生産するには高度な技術が必要であり、越前国の中で古代製鉄遺跡が複数見つかっているのはあわら市域だけとなっています。

また、北潟湖岸では、西長割遺跡、河瀬遺跡、樋山遺跡における製塩遺跡があります。当地では、平安時代において製塩が行なわれていたこととなります。福井県下では、嶺北地方での製塩遺跡は少なく、越前町に次ぐ 2 例目とされています。

【江戸時代中期】

江戸時代（藩政時代）中期の頃は、北潟湖にはカキ塚が多く分布しており、現在の昭和橋辺りまでカキの養殖が行なわれていました。北潟湖の湖畔にすむ人々の中には、カキの養殖を中心としていた漁業者が存在したと考えられます。また、当時の北潟湖は、塩分濃度が高かったことが伺えます。

しかし、その後は開田橋での潮留水門の設置による北潟湖の淡水化に伴いカキ漁から淡水魚を対象とする漁業へと推移したと考えられています。

【江戸時代後期～昭和時代初期】

江戸時代後期の頃になると、湖畔の開拓が積極的に進められました。この当時、湖畔の開田に対しては、純農村集落と潟漁業を重要な生業としてきた地区との紛争もありました。

そして、大正 5（1916）年に水門の上に橋が架けられ、東を開田橋、西を潮留橋と呼び、昭和 7（1932）年にさらに橋の改良が行なわれ、現在の姿に近い形状となりました。また、潮留水門工事は、水田を拓く目的を持っていましたが、米価が下がったり、戦争が始まったりしたことなどから、埋め立てられたのは細呂木・蓮ヶ浦地区の湖面のみとなりました。

【戦後から昭和 40 年代】

戦後は、食糧事情の悪化等から緊急開拓事業が実施され、福井県では未開発の山林・原野の多い坂井北部丘陵地に集中し、北潟湖周辺では新富津、大久保で実施されました。さらに、加越台地北部の畑地灌漑の実施を受け、昭和 33（1958）年から北潟湖周辺の畑地で水田化の事業が実施されました。その後、昭和 30 年代になると全国的にレジャー利用が進み、北潟湖周囲においては、昭和 44（1969）年までにゴルフ場が完成しました。

また、これらの開拓や開発の時期とほぼ同時期から、未開発の山林・原野における土砂採取が行なわれました。

【昭和 50 年代】

昭和 50 年代には、湖の水質汚濁が進みました。そこで、地域の青年団が中心となり「クリーンナップ作戦実行委員会」が結成され、湖岸の清掃活動や生活排水路の浄化作業等の水質浄化活動が進められました。

昭和 58（1983）年には、秋雨前線と大型台風による異常降雨によって北潟湖が増水し、さらに湖岸が欠壊して国道等と田畑への冠水が引き起こされました。

【平成元年以降】

平成 5（1993）年から、北潟湖の浄化対策として県により小牧～昭和橋間の湖底に溜まったヘドロの浚渫工事が行なわれています。この工事は、平成 10（1998）年まで続きました。

平成 12（2000）年には、北潟湖を周遊するサイクリングロードが整備されました。

さらに、平成 23（2011）年には、富津区において、あわら北潟風力発電所の営業が開始されています。

2.3 北潟湖と周辺地域の現状

(1) 社会環境

1) あわら市及び北潟湖周辺地域の人口及び産業

①人口

あわら市の総人口は、平成 30（2018）年 10 月現在で 28,322 人、世帯数は 10,151 世帯となっています。人口は、平成 27（2015）年の国勢調査時より減少しており、人口減と少子高齢化が進行しています。さらに、転入数の減少により人口の社会減も続いています。また、世帯数は増加傾向にあり、核家族化、世帯人数の少人数化が進行しています。

このような傾向は当地域においても同様で、旧北潟村の人口は昭和 11（1936）年から平成 29（2017）年の間に 2,493 人から 302 人減り、小学校児童数は 630 人から 82 人と 1.3 割まで減少しました（「あわら市北潟村民誌」北潟歴史探訪の会、平成 29（2017）年）。

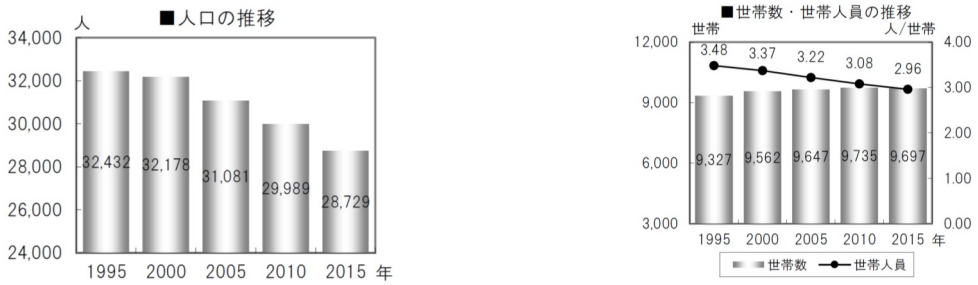


図 1　あわら市の人口の推移（左）と世帯数・世帯人数の推移（右）

資料：「改定あわら市都市マスタープラン」（あわら市、平成 29（2017）年）

②産業

あわら市の就業人口は、15,513 人であり総人口の 51.7%です（平成 22（2010）年国勢調査調べ）。これは、福井県全体と比べると、第 1 次産業の就業者比率が大きく第 3 次産業就業者比率が小さいことが特徴的です。しかし、経年的には第 1 次産業従事者は減少傾向にあります。

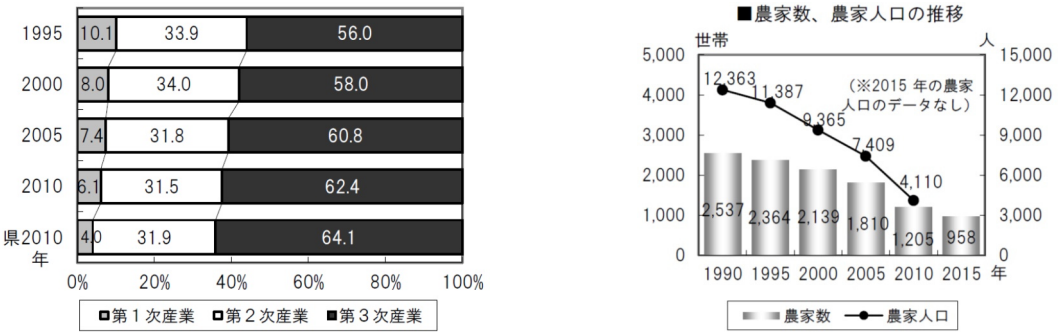
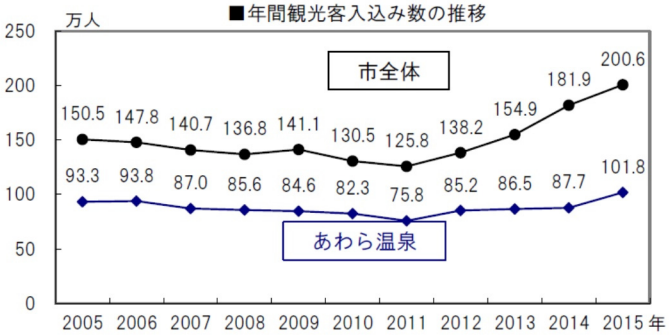


図 2　あわら市の産業人口構成比（左）と農家数・農家人口の推移（右）

資料：「改定あわら市都市マスタープラン」（あわら市、平成 29（2017）年）

北潟湖周辺地域では、かつては農業と漁業が盛んでした。「あわら市北潟村民誌」（北潟歴史探訪の会、平成 29（2017）年）によると、昭和 11（1936）年頃の旧北潟村地区では専業農家が 291 戸、半農半漁は 120 戸ありました。しかし、現在（平成 28（2016）年時点）では、専業農家は約 40 戸と減少し、漁業従事者も減少しています。現在、農業においては湖周辺の水田では稲作が行なわれるほか、ソバ、ムギ、タマネギなどが栽培されています。また、富津区では全国ブランドになったサツマイモの露地栽培が盛んです。また、北潟湖の内水面漁業においては、フナ漁とウナギ漁が中心に行なわれています。

あわら市の観光客入込み数は、平成 23（2011）年以降は増加する傾向にあります。市内の主要観光地別の内訳をみると、北潟湖畔への入込み数も増加傾向にあります。



■主要観光地と入込み客数

主要観光地	年間入込み客数（人）	
	2005 年（平成 17 年）	2015 年（平成 27 年）
あわら温泉	933,000	1,018,000
セントピアあわら	69,000	85,000
北潟湖畔	105,000	126,000
吉崎御坊	112,000	84,000
金津創作の森	125,000	127,000

図 3　あわら市の観光客入込み数の推移（左）と主要観光地別内訳（右）

資料：「改定あわら市都市マスタープラン」（あわら市、平成 29（2017）年）

2）土地利用

北潟湖の周辺地域は、湖の左岸側（北側）と右岸側で大きく異なります。左岸側は、湖岸に集落が帯状に連なり、その背後は台地となり畑地として利用されるほか、一部にゴルフ場があります。右岸側は広く平地が広がり、ここでは水田利用が主となります。

湖水利用に関連して、湖では内水面漁業が行なわれるほか、湖水は開田橋に設けられた水門により管理され農業用水としても位置づけられています。その他、湖面は近年ではカヌーポロ競技としても利用されています。



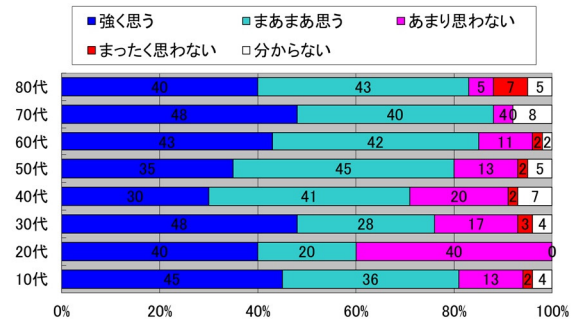
上空から見た北潟湖（日出橋付近より南方を望む）

3）地域住民の北潟湖に対する意識

北潟湖では、北潟湖の湖畔住民が北潟湖の自然についてどのように感じ、また、自然の恵みをどのように利用しているかを調べ、これからの湖周辺の自然再生に役立てることを目的に、アンケート調査が実施されています。アンケートは平成 26（2014）年 4～5 月の期間に北潟湖流域の 17 集落住民を対象に行なわれ、10～80 歳代の住民から 594 の回答がありました。

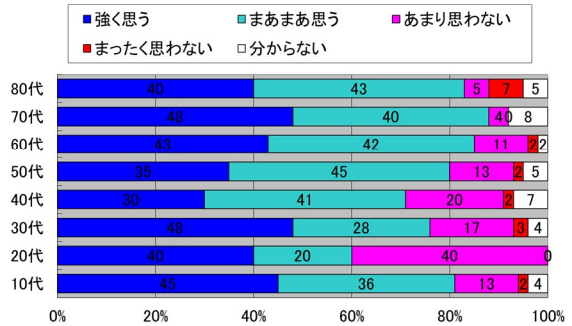
このアンケートから、北潟湖の周囲のほとんどの住民が、北潟湖を大切に思い、良くしたいと感じていることがわかりました。一方で、北潟湖で獲れた魚介類の食経験は若い世代ほど少なくなっていることから、地域住民の北潟湖との関わりが少なくなってきていることも伺えました。アンケートからは、10 歳代（小中学生）からの回答もあり、その年上の世代よりも湖を良くしたい気持ちが芽生えていることが伺えました。これは、近年、地元の環境保全団体による環境教育（学習）の効果の現れかもしれません。

質問① 北潟湖は身近な存在ですか？



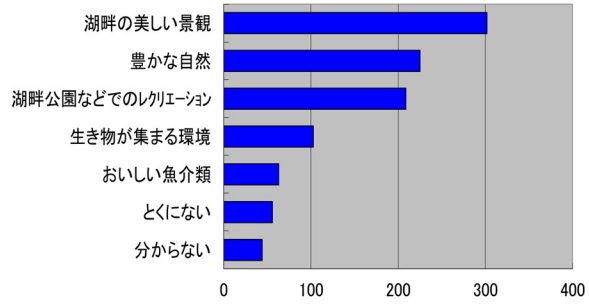
- 地域住民は、北潟湖を身近な存在として感じています。
- 一方で、20 歳代の 40%は身近な存在でないと回答しています。

質問② 北潟湖を良くしたいですか？



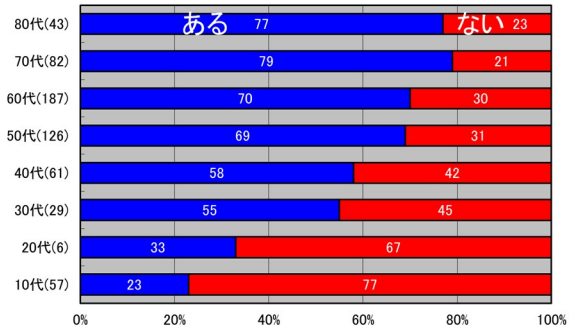
- ほとんどの地域住民は、「北潟湖を良くしたい」と感じておられます。
- 一方で、20 歳代の 40%は「あまり思わない」と回答しています。

質問③ 北潟湖の魅力は何ですか？



- 地域住民の多くが北潟湖の美しい景観や豊かな自然を魅力と感じています。

質問④ 北潟湖の魚を食べたことはありますか？



- 地域住民の年配の方の多くは、北潟湖の魚を食べたことがあります。
- 若い年代になるにつれて少なくなります。

図 4　北潟湖に対する住民意識アンケート（平成 26（2014）年度実施）

※北潟湖の自然再生に関する協議会 調べ

(2) 自然環境

1) 地形・地質

北潟湖は、海岸付近に発達する小規模な汽水湖であり、加越台地の中で最も規模の大きな侵食谷に海水が侵入して形成されたラグーンです。「ラグーン」とは「潟湖」のことで、海の一部が砂丘や砂嘴（さし）等の発達で封じ込められた浅い湖を指します。北潟湖は、大聖寺川の運搬する土砂が堆積し形成された浜堤もしくは自然堤防により排水不良となり、ラグーン化され形成されたと考えられています。北潟湖は、スープ皿状の湖底をした地形となっており、最も深いところで3mほどの汽水湖となっています。

2) 水環境

北潟湖では、福井県により湖内 7 地点において水質が監視されており、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素（T-N）、全りん（T-P）が計測されています。下図は、北潟湖水系で計測された COD、T-N、T-P の値の変化を示しています。これをみると、北潟湖の水質は過去 40 年以上にわたって環境基準の値を越えており、富栄養化が慢性的に続いていることがわかります。

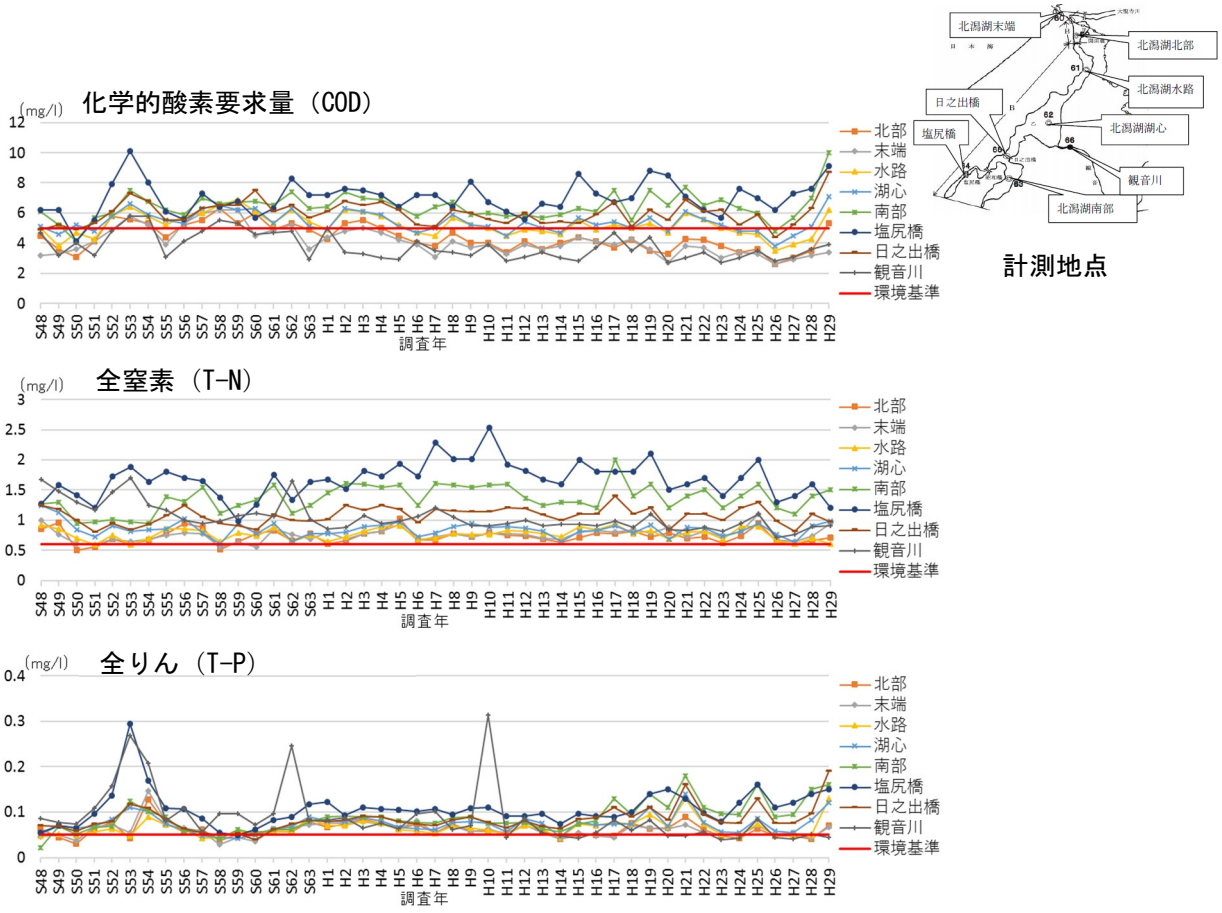


図 5　北潟湖水系の水質（ＣＯＤ、Ｔ-Ｎ、Ｔ-Ｐ）の年変化
（昭和 48（1973）～平成 29（2017）年度、年平均値）

※福井県衛生環境センター計測データより作図

TOPICS

北潟湖の“塩分濃度”の分布（北潟湖の調査研究から）

北潟湖の湖水は、その最下流部に設けられた“開田橋（水門ゲート）”によって日本海から流れ込む海水が制御されています。

平成 27（2015）年以降、福井県立大学により北潟湖の河口から上流に向かい塩分濃度が計測されています。これによると、開田橋の存在による湖と海との水の流れへの影響は明らかです。図-a（平成 29（2017）年 9 月測定）では、赤色で示されている高濃度の塩分は、開田橋の水門を境に湖側では急激に低く（黄緑色～水色）なっています。一方、同じ年の 11 月に測定した図-b では、開田橋の存在に関わらず、全体的に塩分濃度が低いことを示す水色となっています。これは、降雨により上流から淡水が流入しているためと思われます。このように、北潟湖の湖水は、開田橋の存在、降雨、海水の流入等によって短期間で大きく変動することがわかります。

塩分濃度の高低は、水中にすむ生きものにとって大きな影響を及ぼします。すなわち、開田橋の水門管理は北潟湖の生態系を大きく左右するものであり、目標とする生態系の姿、利活用の方向性をしっかり議論しながら水門管理をする必要があることを示しています。



開田橋



塩分濃度分布調査ルート

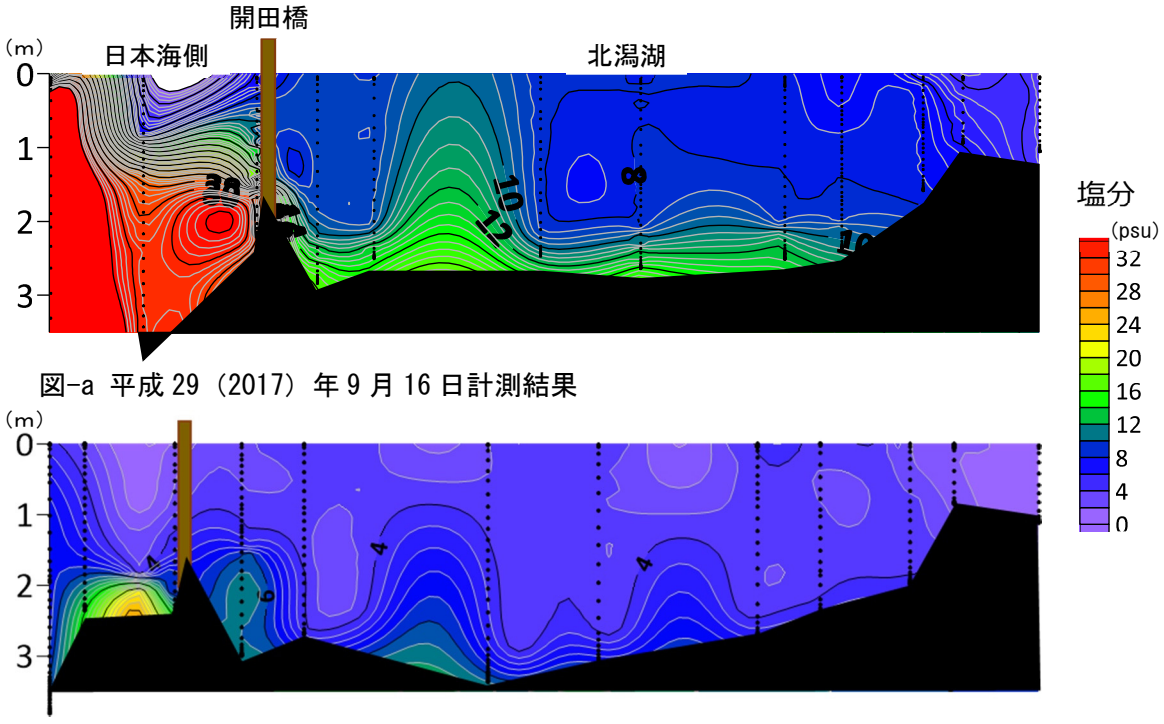


図-a 平成 29（2017）年 9 月 16 日計測結果

図-b 平成 29（2017）年 11 月 23 日計測結果

北潟湖における塩分の垂直分布

※福井県立大学水産資源生物学研究室作図

3) 動物

①鳥類

北潟湖は、生息する魚類が豊富で、それらを餌とする多くのカモ類やタカ類の越冬地となっています。平成 28（2016）年度のガンカモ科鳥類生息調査によると、本湖では、ホシハジロ、キンクロハジロ、マガモなど 5,000 羽を超えるガンカモ類が記録され、中でも福井県内他所では数の少ないヨシガモが多いのが特徴です。さらに、冬季には、本湖の上空で見られる片野鴨池-坂井平野間を移動するマガンの雁行は見事です。タカ目では、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、ノスリ、チュウヒ、ハイイロチュウヒなどが記録され、この中でも本湖は、天然記念物のオジロワシとオオワシの冬季の飛来地となっています。また、魚類を主食とするミサゴも、湖面上空を飛びながらの採餌行動が観察されます。



マガンの雁行（先頭はコハクチョウ）



ヨシガモ



ミサゴ

TOPICS

北潟湖の守り伝えるべき自然 ～絶滅危惧種（鳥類編）～

北潟湖とその周辺地域は、学術的に貴重な動植物や絶滅に瀕した動植物の生息地・生育地となっています。平成 28（2016）～29（2017）年度の調査では、環境省から特別許可を受けた鳥類専門家による捕獲調査と自動撮影調査が行なわれています。調査では、絶滅危惧種の生息が改めて確認されており、北潟湖と周辺地域では、水辺に残されたヨシ原など多様な水辺が、その生息地として大変重要であることが確認されています。



鳥類の捕獲調査（特別許可を得て実施）



ヨシゴイ（ペリカン目サギ科）
ヨシ原に生息。県内での生息はごくわずか。県域絶滅危惧Ⅰ類。



ヒクイナ（ツル目クイナ科）
湿地に生息。県内での確認はごくわずか。県域絶滅危惧Ⅰ類。



ノジコ（スズメ目ホオジロ科）
渡り中継地としてヨシ原等の湿生草原を利用。県域絶滅危惧Ⅱ類。

北潟湖と周辺地域における学術上貴重な種及び絶滅危惧種（鳥類）

※福井県自然保護センター・日本野鳥の会福井県 調べ

②魚類

北潟湖では、江戸時代には湖内でカキが養殖されていました。このことから、当時の北潟湖は塩分濃度の高い汽水で満たされていたと考えられます。そのため、当時の北潟湖では淡水魚の生息は困難であり、生息していても一部に限られたと推測できます。しかし、江戸時代末期に現在の開田橋の位置に水門が設けられて以降、湖水の淡水化が進み、北潟湖には、汽水域や淡水域にすむ魚類が多く生息するようになったと考えられます。

平成 21（2009）～22（2010）年に福井県自然環境課が実施した魚類の捕獲調査によると、調査時の北潟湖では、ブルーギルの捕獲割合が最も高く（外来種・淡水魚、26.0%）、次いで、タイリクバラタナゴ（外来種・淡水魚、17.3%）、ヌマチチブ（在来種・回遊魚、14.7%）などが確認されています。しかし、平成 27（2015）年に福井県立大学が実施した調査では、ブルーギルの確認はほとんどありませんでした。これは、調査実施時の北潟湖の塩分濃度が高くなっていたためと考えられます。このように、北潟湖に生息する魚類は、開田橋の水門の管理によって、生息する魚類の種類や生息の割合が大きく変わってしまう特徴があります。

一方で、北潟湖の周囲には湧水や水田から流れ来る淡水域があることなどから、また、現在は県内のほとんどの河川や湖から姿を消した降海型イトヨ（県域絶滅危惧Ⅰ類）や同じく県域絶滅危惧Ⅰ類のミナミアカヒレタビラなどがかつては普通に生息していたことから、古くより淡水魚の良好な生息地であったことも類推できます。平成 21（2009）～22（2010）年の県による調査では、キタノメダカ、ヤリタナゴ、ワカサギ、ホトケドジョウなど、淡水域に生息する魚類が確認されています。また、海と淡水域を往復する魚類として、シラウオ、サケなどが確認されており、北潟湖は、海と山がつながる多様な環境が多様な魚種を育んでいることを示しています。



キタノメダカ



ニホンウナギ



シンジコハゼ



カマキリ（アラレガコ）



ワカサギ

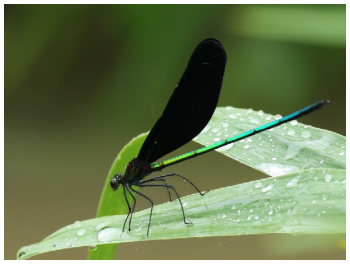


サケ

③昆虫類

北潟湖とその周辺の谷津は、県域絶滅危惧Ⅰ類のオグマサナエ、県域準絶滅危惧のトラフトンボやアオヤンマなどの希少なトンボ類が生息し、チョウトンボの県内有数の多産地です。また、県域絶滅危惧Ⅰ類のミヤケミズムシやヒメミズカマキリなどの水生カメムシ類、県域絶滅危惧Ⅰ類のサメハダマルケシゲンゴロウ、県域絶滅危惧Ⅱ類のルイスツブゲンゴロウ、県域準絶滅危惧のガムシ、湿地に特有なコウチュウ類のヤマトヒメテントウやジュンサイハムシなど、多様な水生昆虫類が記録されています。とりわけ、オグマサナエは本種の国内の飛び地分布であり、当地での消滅は国内の飛び地分布が消えるため、国レベルでも重要な生息地です。しかし、これらの絶滅危惧種の生息地は、湖では塩分濃度の変化によるヒシの消失、ため池ではウシガエルやアメリカザリガニなどの侵略的外来種の増加、耕作放棄地の増加による浅水域の減少等により、急激に個体数が減少した種や、オグマサナエなどのように絶滅間近な種がみられるようになりました。


チョウトンボ


ハグロトンボ


ミヤケミズムシ

TOPICS

北潟湖の守り伝えるべき自然 ～絶滅危惧種(トンボ編)～

北潟湖の周辺に存在する谷津（やつ；小さな谷間に作られた水田群）は、ため池と水田がセットになった、多様な生きものを育む場所となっています。そこには、県内でも分布が希なトンボ類が多数生息しています。例えば、オグマサナエは、細呂木のため池群が県内唯一の記録地ですが、当地でも絶滅寸前であり、当地からの消失は県域絶滅を意味します。北潟湖の自然を守るうえで、湖周囲の谷津を守ることもとても重要です。



細呂木のため池と谷津


オグマサナエ（トンボ目サナエトンボ科）
抽水植物群落-開放水域に生息。県内では北潟湖周辺のみで記録されているが絶絶滅寸前。県域絶滅危惧Ⅰ類。


トラフトンボ（トンボ目エゾトンボ科）
抽水植物・浮葉植物群落池沼に生息。坂井丘陵は県内最大産地。県域準絶滅危惧。


アオヤンマ（トンボ目ヤンマ科）
抽水植物群落・開放水域に生息。北潟湖は県内最大産地。県域準絶滅危惧。

北潟湖と周辺地域における学術上貴重な種及び絶滅危惧種（トンボ類）

※福井県自然保護センター 調べ

4）植物

北潟湖と湖周囲では、赤尾湿地をはじめ、ため池や谷津などの豊かな水辺環境があり、そこには多くの水生・湿生植物が生育しています。湖内は、ヒシが繁茂していた時期もありましたが、塩分濃度が高くなるにつれて消失しました。しかし、平成 30（2018）年には再び生育が確認されています。湖岸の水深が浅い場所では、ヨシ、マコモ、ガマなどが生え、所どころでは群生します。また、湖周囲の水田や、福良池、後谷等のため池には、クロモ、ホザキノフサモ、イヌタヌキモなど多様な水草が生育し、水路ではナガエミクリが生育しています。



ヒシ



クロモ



イヌタヌキモ

TOPICS

北潟湖の守り伝えるべき自然 ～貴重な自然の宝庫、赤尾湿地～

「赤尾湿地」は、北潟湖の南側の湖畔にある約３ha の湿地帯です。この湿地には、赤尾川の淡水や周辺の丘陵地からの湧水が流れ込んでおり、塩分濃度は低くなっています。また、砂の堆積によって水深が浅くなり全面がヨシ原になっています。そのため、淡水魚にとっては絶好の産卵場所となり、地元では「養魚場」とも呼ばれていました。

赤尾湿地は、かつて北潟湖に広がっていた自然豊かな水辺の姿を残す、貴重な湿地です。



ヨシ原が広がる赤尾湿地





コウホネ（スイレン科）
浅い池沼、細流等に群生する抽水性の多年草。赤尾湿地のコウホネの群生は規模が大きく、県内有数。県域準絶滅危惧。



オオマルバノホロシ（ナス科）
低地や山地の湿原に生える多年草。近年著しく減少。県域準絶滅危惧。

赤尾湿地の守りたい植物

5）北潟湖の侵略的な外来種

外来種は、もともとその地域にはいなかったのに、人の関わりにより他から入ってきた生きもののことを指します。とりわけ、地域内の生態系に侵入し、著しく生物多様性を改変する恐れがある外来種は侵略的な外来種といわれます。北潟湖では、湖内にはブルーギル、オオクチバス等の魚類が、そして湖辺ではアカミミガメ（爬虫類）、ウシガエル（両生類）、アメリカザリガニ（甲殻類）、オオキンケイギク（植物）、アライグマ（哺乳類）等の侵略的な外来種が生息・生育しています。これらの侵略的な外来種は、北潟湖と周辺地域の生態系を大きく変えてしまうだけでなく、北潟湖の漁業資源を脅かします。



オオクチバス



アカミミガメ



オオキンケイギク

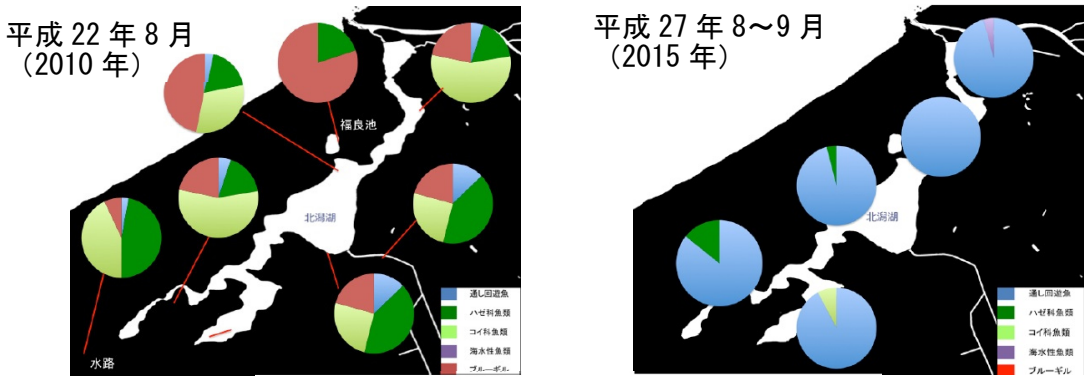
TOPICS

北潟湖のブルーギルの分布（北潟湖の調査研究から）

ブルーギル *Lepomis macrochirus* は北米原産の淡水魚で、昭和 35（1960）年に日本に導入された後、全国に分布域が拡大し、平成 17（2005）年に特定外来生物に指定されました。福井県北潟湖では、昭和 40（1965）年に初めて確認されています。

福井県立大学による定置網を用いた調査研究によると、平成 22（2010）年には北潟湖の広い範囲でブルーギルが分布していましたが、平成 27（2015）年の同時期の調査ではブルーギルの生息はわずかにとどまっていました。これは、湖内の塩分濃度が高まったため、塩分に弱いブルーギルが減少したことが考えられます。ブルーギルが減るだけであれば良いのですが、塩分濃度の高まりとともに淡水に生息するコイ科魚類も減少しており、生態系が大きく変化した可能性があります。

北潟湖は、水門で塩分を管理できる環境ですが、こうした生態系の変化にも気を配らなければならないことが示されています。



定置網を用いた北潟湖のブルーギルの分布の推移

※福井県立大学水産資源生物学研究室作図

(3) 北潟湖と周辺地域に関わる関係法令等

1) 北潟湖と周辺地域に関する計画

- あわら市環境基本計画（あわら市、平成 19（2007）年）
- 森林・林業体験プログラム～北潟国有林をフィールドとして～（林野庁近畿中国森林管理局福井森林管理署、平成 23（2011）年）
- 北潟湖周辺地区都市再生整備計画（あわら市、平成 26（2014）年）
- 第２次あわら市総合振興計画（あわら市、平成 28（2016）年）
- 改定あわら市都市計画マスタープラン（あわら市、平成 29（2017）年）

2) 関係法令

- 森林法（昭和 26（1951）年法律第 249 号）　※保安林の指定
- 自然公園法（昭和 32（1957）年法律第 161 号）　※国定公園の指定
- 河川法（昭和 39（1964）年法律第 167 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45（1970）年法律第 138 号）
- 福井県内水面漁業調整規則（昭和 46（1971）年福井県規則第 8 号）
- 環境基本法（平成 5（1993）年法律第 91 号）
- 鳥獣保護管理法（平成 14（2002）年法律第 88 号）　※鳥獣保護区の指定
- 外来生物法（平成 16（2004）年法律第 78 号）

3) その他指定

- 福井県のすぐれた自然（福井県、平成 11（1999）年）
  「北潟湖のトンボ類とコウチュウ類」として、オグマサナエ、トラフトンボなどの生息があることから、生物学的な多様性（種数）保持している地域として、「県レベルのうち、特に重要」とされています。
- 日本の重要湿地５００（平成 13（2001）年）*
  *平成 28（2016）年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として改定
- 守り伝えたい福井の里地里山３０（福井県、平成 16（2004）年）
  「北潟湖周辺」には、ため池、山田の水田や放棄田、小川などがありオグマサナエ、メダカ、ヨシゴイなどの重要な動植物が存在し、県レッドデータブック掲載種が多数（66 種）あることから指定されています。
- 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省、平成 27（2015）年）

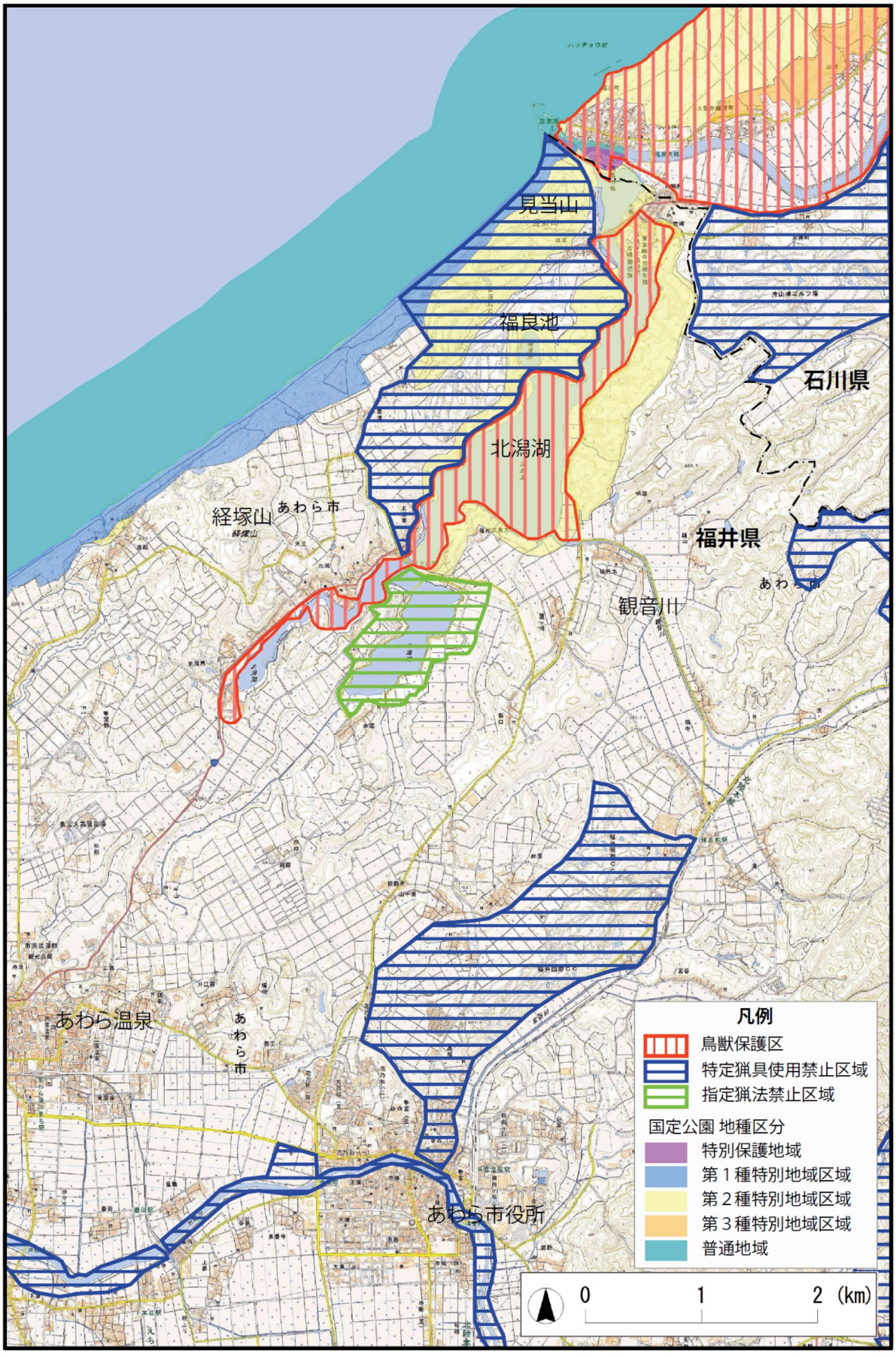


図 6　自然公園法及び鳥獣保護管理法に基づく指定区域

(4) これまでの自然再生の取組

北潟湖では、昭和 40 年代より水質汚濁が顕著になりました。これを契機に、周辺住民、専門家、行政とで環境美化活動が活発になってきました。平成 5（1993）～23（2011）年の期間には県の事業により浚渫も行ない水質浄化が試みられたこともありました。また、福井県によって、北潟湖の水質は定期的にモニタリングされています。

また、近年では湖内にブルーギル、オオクチバスなどの外来魚が目立つようになり、漁業者による駆除活動も行なわれるようになりました。さらに、平成 26（2014）年には「北潟湖の自然再生に関する協議会」を設置し、大学の研究者等の専門家の協力の下、北潟湖周辺の鳥類、動植物、魚介類の調査や、地元市民団体の協力を得て、貴重生物生息区域の除草作業等の環境整備、ウシガエル、アカミミガメなどの外来種の駆除、地元小学生を対象とした環境教育（学習）、そして北潟湖フォーラムを開催し、北潟湖と周辺地域の自然の価値と保全に対する意識を醸成してきました。



北潟湖の浚渫（平成 22（2010）年）



カヌーで清掃活動



調査活動



市民団体による環境教育（学習）活動



自然再生ワークショップ



北潟湖フォーラム

2.4 北潟湖と周辺地域の課題

(1) 自然環境保全上の現状と課題

北潟湖と周辺地域における自然環境保全に関しては、平成 26（2014）年度に実施された地元住民対象アンケートや、地域住民、漁業者、農業者、関係団体、研究者、行政が参加するワークショップ等において様々な意見やアイデアが提示されています。

これまで、様々な立場の方から提示された北潟湖と周辺地域における自然環境保全上の現状（問題点）と課題を下記にまとめます。

表 1　北潟湖の自然環境に関する現状と課題

テーマ	現状（問題点）	課題・対策例
水環境の検討と管理の推進	**[皆が感じていること]** • 塩分濃度が高く、米作・漁業に悪影響 • 湧水の減少（水路） • 土砂の流出 • 水の流れの悪化 • 透明度の非常な悪化 • 化学肥料の流入による水質汚濁 • 生活排水の垂れ流し • 生活で使用したものが漂着 • ヘドロの堆積	**[意見のまとめ]** 農業、漁業、一般市民、それぞれの立場で目指す水環境は異なるため、十分な議論が重要。今後、科学的なモニタリングの実施も必要 **[皆のアイデア]** • 水門の管理に対して住民が意見を提案できる体制づくり • 北潟湖の利活用を関係する人たちで話し合い、望ましい塩分濃度環境を協議して決定 • 開田橋の水門調節による、塩分の管理 • 湖面での噴水設置 • 湖で誰もが遊びたくなるように透明度の向上 • なぎさ、砂浜の創成とエコトーンの創出
生物多様性の保全と再生	**[皆が感じていること]** • 魚類の産卵場所の減少 • 稚魚育成の減少 • ホタルやメダカの減少 • 水辺のガマ、マコモ、ヨシ減少 • ヒシ、水草の消失 • 砂を取り、水が汚れたことによる魚類（在来の小魚）の減少 • ブルーギル、アカミミガメ、ライギョ、ウシガエル等の増加	**[意見のまとめ]** 湖と周辺の水田との水域ネットワークの再生が必要。湖内及び周辺のため池等は絶滅危惧種のホットスポットであり、いずれも保全・再生を要する。外来種対策も喫緊 **[皆のアイデア]** • 休耕田を利用したフナ、コイの遡上 • 水域ネットワークの形成 • 水草や、フナ、コイが生息できるため池や水田の再生 • 自然にやさしい農業の推進

※平成 26（2014）年度アンケート、平成 29（2017）年度ワークショップ、平成 30（2018）年度ワークショップ等での意見集約

(2) 活用上の現状と課題

北潟湖と周辺地域における自然環境の活用に関しても、平成 26（2014）年度に実施された地元住民対象アンケートや、平成 29（2017）～平成 30（2018）年度に地域住民、漁業者、農業者、関係団体、研究者、行政が参加するワークショップ等に様々な意見やアイデアが提示されています。

これまで、様々な立場の方から提示された北潟湖と周辺地域における活用上の現状と課題を下記にまとめます。

表 2（1）　北潟湖の自然環境に関する現状と課題

テーマ	現状（問題点）	課題・対策例
湖の伝統文化・産業の保全と再生	［皆が感じていること］ • フナ、ワカサギ、シジミなど、湖の魚介類を食べる機会の減少 • ウナギをメインとした産業化は困難	［意見のまとめ］ 田んぼと湖を行き来するフナを育成し、特産品開発し、さらに芦原温泉で提供するなど伝統を活かした産業形成が重要 ［皆のアイデア］ • 湖で捕れたフナなどの魚介類を食べる機会の増加や、入手しやすい仕組みづくり • 湖の保全のための里山整備
湖の新たな活用と地域経済への貢献	［皆が感じていること］ • カヌー、サイクリング、ランニング、ウォーキング利用者の増加 • 湖畔公園や遊歩道等の PR 不足 • 湖周辺でもっと魅力的なイベント開催を • 北潟湖の魚の魅力に関するあわら市内での低い認知度 • 泳ぐことのできない北潟湖の水環境 • 市の中心部と北潟湖の不便なアクセス • 観光客の増加による地元住民のメリットの検討不在	［意見のまとめ］ 地域間の連携を強化し、地域資源の再発見と新しいつながりを生み出し、地元にメリットがあり地域が元気になる取組の検討が重要 ［皆のアイデア］ • ヘラブナを育てる環境づくり • ヘラブナ釣り客の誘致 • 「教育旅行」の場づくり（シジミ教材、水質調査、フナを食べる、田んぼで魚を増やすなど） • 北潟湖を活用した「気候療法」の取組展開

※平成 26（2014）年度アンケート、平成 29（2017）年度ワークショップ、平成 30（2018）年度ワークショップ等での意見集約

表 2（2）　北潟湖の自然環境に関する現状と課題

テーマ	現状（問題点）	課題・対策例
環境教育（学習）の推進	［皆が感じていること］ • 大人への環境教育（学習）の機会が不足 • 自然再生・環境教育（学習）参加者の関係者への限定（拡大不足）	［意見のまとめ］ 地元の方でも北潟湖そのものや赤尾湿地の魅力に気付いておらず、環境教育（学習）活動を通じた大人・子供への普及が重要 ［皆のアイディア］ • 北潟地域に限らず、広くワークショップ・フォーラムの周知 • 若い世代（10～30 代）の参加 • 関心を持ってもらえる湖に（市民・県・全国） • 稚魚を育てる勉強会の実施 • フナをたくさん育て、小学生と放流するイベントの実施 • ペットボトルを活用した魚類の繁殖観察具の提供（ペットボトルに卵を入れ、稚魚になるところを小学生に見てもらうなど） • 小・中・高校生に対し、環境教育（学習）への授業の取組。教育の場として利用拡大 • 生きもの調査の拡大のため、湖の魚の名前の学習 • 知る機会、生きものに触れて楽しむ喜びを感じる機会拡大 • 子供と大人が遊べる赤尾湿地の環境整備 • コウノトリが降り立つあわらに • 子どもたちに里山の風景を見せるため、植樹による里山の風景再生

※平成 26（2014）年度アンケート、平成 29（2017）年度ワークショップ、
平成 30（2018）年度ワークショップ等での意見集約

3 対象となる区域の自然再生目標と自然再生事業の概要

3.1 自然再生目標

(1) 北潟湖自然再生の基本的な考え方

北潟湖と周辺地域における自然再生の方向性は、これまで行なわれた様々な立場の皆さまによる協議の過程から、次の 5 つの活動方針に集約することができます。北潟湖自然再生協議会では、次の 5 つの活動方針を柱に取組を進めていきます。

北潟湖自然再生における活動方針《５つの柱》
－ 北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう －

① 水環境の検討と管理の推進

北潟湖に関わる様々な主体の意見を調整し、利水目的と科学的な知見を踏まえて、塩分濃度を含む北潟湖の水質の独自目標を設定し、水質の改善や生きもの豊かな湖水管理を進める。

② 生物多様性の保全・再生

北潟湖と周辺地域における絶滅危惧種や多様な生きものを育む生息環境の再生（水草が生える水辺移行帯の再生、適度な里地里山管理など）、侵略的な外来種の駆除などを進め、地域の生物多様性を保全・再生する。

③ 湖の伝統文化・産業の保全・再生

湖と周辺の水田とのつながりの再生や湖岸の再生によって、有用魚種（コイ・フナ・シジミなど）を育成し、湖魚の食文化と漁業等伝統文化・産業を持続させる。

④ 湖の新たな活用と地域経済への貢献

豊かな自然と伝統文化等の地域資源を活用し、北潟湖と周辺地域の多様な主体の連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズム等の新たな活用を掘り起こし、湖の賢明な利用を推進しながら地域経済にも貢献する。

⑤ 環境教育（学習）の推進

市民参加型のワークショップを軸にした意見交換会の実施や地元の小中学生などに対する環境教育（学習）を推進する。また、子どもから大人まで、世代を超えて皆が連携し、自然再生と地域づくりを推進するため、北潟湖の自然と文化を活かした環境教育（学習）を推進する。

(2) 北潟湖と周辺地域における自然再生の目標

北潟湖自然再生協議会で取り組む 5 つの活動方針について、それぞれの活動方針を具体的な施策を設定するための目標を設定します。目標の設定にあたっては、これまで繰り返し行なわれたワークショップや会議等で出された出席者（地元住民、環境保全団体、研究者、行政等）の意見をもとにとりまとめました。

北潟湖の自然再生では、5 つの活動方針に沿い 17 のターゲット（目標）を設定しました。

方針１．水環境の検討と管理の推進

北潟湖に関わる様々な主体の意見を調整し、利水目的と科学的な知見を踏まえて、塩分濃度を含む北潟湖の水質の独自目標を設定し、水質の改善や生きもの豊かな湖水管理を進める。

【方針１に対する目標】

目標１：誰もが泳ぎ遊びたくなる北潟湖の水環境

[皆の共通の思い]

かつて（昭和 30 年代）、湖の水は透き通っており、地域の子どもたちは皆、泳いで遊んでいた。その頃の湖を取り戻したい。



目標２：かつてのような、透明度の高い“美しい”と感じる水環境

[皆の共通の思い]

かつて（昭和 30 年代）の北潟湖の水は美しく、泳ぎまわる魚の姿と湖底に生える水草の姿がはっきり見えていた。そんな、透き通って美しい北潟湖の水環境を取り戻したい。



目標３：カヌーで遊んでもにおいや色が気にならない湖水

[皆の共通の思い]

今の北潟湖は、カヌーで水面を進むと時折臭いにおいがする。カヌーがひっくり返ると着ている服が湖の色に染まることも。そんなことが気にならないきれいな湖水を取り戻したい。



目標４：関係者の話し合い・合意に基づく水環境管理の仕組みづくりと継続

[皆の共通の思い]

水をきれいにする思いは一緒だが、汚水、淡水のいずれが良いのか、関係者で意見は異なる。どこに目標を持つべきなのか、住民、研究者、行政など皆の思いをしっかり出し合いたい。



方針２．生物多様性の保全・再生

北潟湖と周辺地域における絶滅危惧種や多様な生きものを育む生息環境の再生（水草が生える水辺移行帯の再生、適度な里地里山管理など）、侵略的な外来種の駆除などを進め、地域の生物多様性を保全・再生する。

【方針２に対する目標】

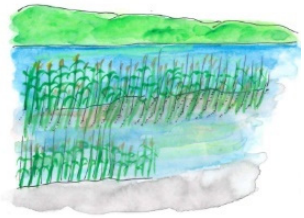
目標５：食物連鎖の頂点に君臨するオジロワシが舞う生態系の保全・再生



[皆の共通の思い]

オジロワシやオオワシなどが舞う姿は人々の感動を呼び起こす。魚類を捕食するミサゴや、ヨシガモをはじめとする多くの水鳥類は北潟湖の自然度を表すものである。多様な生きものがすむ湖と周辺の水田環境（魚が遡上できる田んぼやふゆみずたんぼ）を取り戻していきたい。

目標６：多様な生物を育む水辺移行帯の保全・再生



[皆の共通の思い]

クロモなどの沈水植物、ヒシなどの浮葉植物、マコモやヨシなどの抽水植物が生える水辺移行帯は、鳥類や魚類、トンボなどの水生昆虫類を育むゆりかご。



ヨシゴイやヒクイナの繁殖地、ノジコの渡りの中継地、フナやウナギの隠れ家、水生昆虫の生活場所としてなど、とても重要です。そんな豊かな水辺移行帯が広がる北潟湖を取り戻したい。

目標７：北潟湖と周辺に広がる谷津での絶滅危惧種の保全・再生



[皆の共通の思い]

北潟湖の周囲には、県内でも有数の生物多様性を育んできた谷津（ため池や田んぼが連なる谷地形）が広がっている。国や県レベルで貴重、かつ絶滅の恐れのあるトンボ類に代表される多様な水生昆虫相を育む「谷津」を守りたい。

目標８：外来種に対する意識向上と積極的な駆除



[皆の共通の思い]

オオクチバス、ブルーギル、アカミミガメ、ウシガエル、アメリカザリガニ、アライグマ、オオキンケイギク…などの外来種は、北潟湖の貴重な自然と漁業資源にとって脅威。外来種のいない北潟湖を取り戻したい。

方針３．湖の伝統文化・産業の保全・再生

湖と周辺の水田とのつながりの再生や湖岸の再生によって、有用魚種（コイ・フナ・シジミなど）を育成し、湖魚の食文化と漁業等伝統文化・産業を持続させる。

【方針３に対する目標】

目標　９：北潟湖での漁業の継続

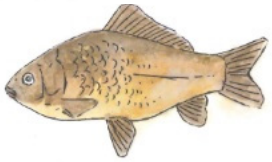


[皆の共通の思い]

北潟湖では、かつてはカキ養殖、のちにフナやウナギを捕る漁業が私たちの地域を育んできた。地域の“誇り”である北潟湖の漁業をずっと継続し、子や孫にも伝えたい。

目標１０：フナやコイ、シジミなどの魚介類の安定した漁獲





[皆の共通の思い]

北潟湖の寒ブナやコイは、とても美味しい。ところが、湖の塩分濃度の変化、水辺移行帯の減少、ゆりかご水田との水系ネットワークの寸断などで、漁獲は不安定で減少傾向。地域の誇りである漁業を安定させるために、魚介類を育む生態系を取り戻そう。

方針４．湖の新たな活用と地域経済への貢献

豊かな自然と伝統文化等の地域資源を活用し、北潟湖と周辺地域の多様な主体の連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズム等の新たな活用を掘り起こし、湖の賢明な利用を推進しながら地域経済にも貢献する。

【方針４に対する目標】

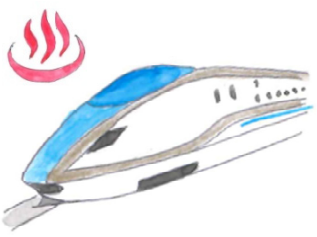
目標１１：北潟湖と周辺地域が一体となったエコ・グリーンツアーの定例開催



[皆の共通の思い]

北潟湖ではカヌーが盛んで、周囲はウォーキングやサイクリングが人気。さらに丘陵地では農業体験も盛んに。今後、それぞれの取組がしっかり連携することで、地域の魅力を光らせたい。

目標１２：新幹線駅・芦原温泉などと連携した北潟湖の観光地として利用



[皆の共通の思い]

もうすぐ開業する新幹線、そして良い泉質を誇る芦原温泉。これらと北潟湖の志がしっかり連携することで、地域への誇りを再発見しながら、あわら市全体の地域経済の発展に寄与したい。

目標１３：北潟国有林の利活用の推進



[皆の共通の思い]

北潟湖の海側には「北潟の森」との愛称もある北潟国有林がある。起伏がなだらかで、歴史、自然を楽しむことができる国有林と北潟湖を連結することで、地域全体の魅力を向上させたい。

方針５．環境教育（学習）の推進

市民参加型のワークショップを軸にした意見交換会の実施や地元の小中学生などに対する環境教育（学習）を推進する。また、子どもから大人まで、世代を超えて皆が連携し、自然再生と地域づくりを推進するため、北潟湖の自然と文化を活かした環境教育（学習）を推進する。

【方針５に対する目標】

目標１４：身近にある北潟湖の現状をよりよく深く理解



[皆の共通の思い]

北潟湖は身近な存在である。しかし、湖畔住民には、北潟湖の実情がよく知られていない。孫子の世代まで北潟湖のすばらしさを伝えるために、まずは皆で「知る」ことが大切である。

目標１５：北潟湖周辺の全小中学生が北潟湖での環境教育（学習）活動の参加を経験



[皆の共通の思い]

現在の子どもたちは、ふだんの生活では北潟湖に触れたり、知ったりする機会は少ない。北潟湖の大切さを心から感じるために、子どもたち皆に北潟湖のことを知ってもらいたい。

目標１６：地域活動で北潟湖の自然・歴史・文化を活用した環境学習を実施



[皆の共通の思い]

北潟湖のすばらしい自然・歴史・文化を、大人たちは知っていても、伝えたり、共有することも少ない。地域皆が語り部となり未来につなぎたい。

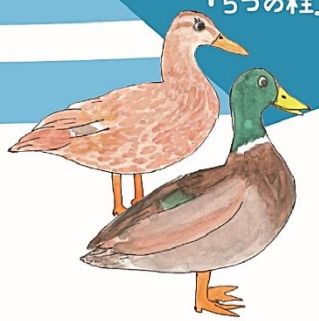
目標１７：アクセスしやすい北潟湖に関する様々な情報の整備と維持

[皆の共通の思い]

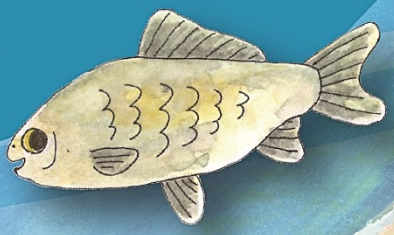
北潟湖では、専門家による自然に関する研究がなされ、地域で語り継がれる歴史・文化がある。そうした情報を地域内はもとより、あわら市内・外からも共有し、地域を盛り上げたい。

北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう

北潟湖自然再生
「5つの柱」と「17の目標」



北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来もつすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖及び周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを皆の力をあわせて実現します。





目標6：
多様な生物
水辺移行帯



目標11：
エコ・グリーンツアー
の定例開催



目標4：
話し合いに基づく水環境管理



目標2：
透明度の高い
“美しい”水環境

目標1：
泳ぎ遊びたくなる水環境









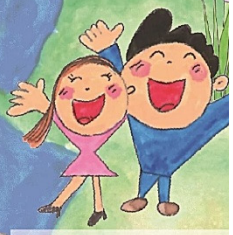


目標14：
北潟湖の現状をよりよく知る



目標13：
北潟国有林の利活用推進

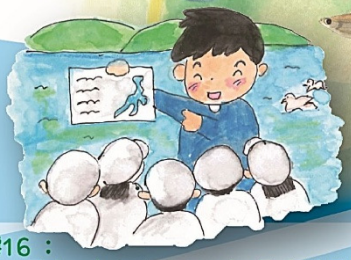
目標3：
においや色が
気にならない湖水



目標17：
アクセスしやすい北
情報の整備と維持



目標15：
環境教育（学習）活動の
参加経験



目標16：
自然・歴史・文化を活用した環境学習



目標8：
外来種への意識向上と
積極的な駆除



方針1. 水環境の検討と管理の推進

北潟湖に関わる様々な主体の意見を調整し、利水目的と科学的な知見を踏まえて、塩分濃度を含む北潟湖の水質の独自目標を設定し、水質の改善や生きもの豊かな湖水管理を進める。

- 目標1：誰もが泳ぎ遊びたくなる北潟湖の水環境
- 目標2：かつてのような、透明度の高い“美しい”と感じる水環境
- 目標3：カヌーで遊んでもにおいや色が気にならない湖水
- 目標4：関係者の話し合い・合意に基づく水環境管理の仕組みづくりと継続

方針2. 生物多様性の保全 ・ 再生

北潟湖と周辺地域における絶滅危惧種や多様な生きものを育む生息環境の再生（水草が生える水辺移行帯の再生、適度な里地里山管理など）、侵略的な外来種の駆除などを進め、地域の生物多様性を保全・再生する。

- 目標5：食物連鎖の頂点に君臨するオジロワシが舞う生態系の保全・再生
- 目標6：多様な生物を育む水辺移行帯の保全・再生
- 目標7：北潟湖と周辺に広がる谷津での絶滅危惧種の保全・再生
- 目標8：外来種に対する意識向上と積極的な駆除



方針3. 湖の伝統文化 ・ 産業の保全 ・ 再生

湖と周辺の水田とのつながりの再生や湖岸の再生によって、有用魚種（コイ・フナ・シジミなど）を育成し、湖魚の食文化と漁業等伝統文化・産業を持続させる。

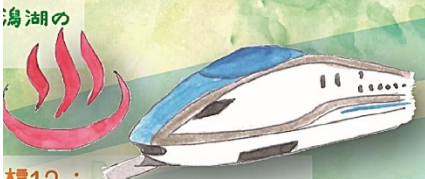
- 目標 9：北潟湖での漁業の継続
- 目標10：フナやコイ、シジミなどの魚介類の安定した漁獲



方針4. 湖の新たな活用と地域経済への貢献

豊かな自然と伝統文化等の地域資源を活用し、北潟湖と周辺地域の多様な主体の連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズム等の新たな活用を掘り起こし、湖の賢明な利用を推進しながら地域経済にも貢献する。

- 目標11：北潟湖と周辺地域が一体となったエコ・グリーンツアーの定例開催
- 目標12：新幹線駅・芦原温泉などと連携した北潟湖の観光地として利用
- 目標13：北潟国有林の利活用の推進



方針5. 環境教育（学習）の推進

市民参加型のワークショップを軸にした意見交換会の実施や地元の小中学生などに対する環境教育（学習）を推進する。また、子どもから大人まで、世代を超えて皆が連携し、自然再生と地域づくりを推進するため、北潟湖の自然と文化を活かした環境教育（学習）を推進する。

- 目標14：身近にある北潟湖の現状をよりよく深く理解
- 目標15：北潟湖周辺の全小中学生が北潟湖での環境教育（学習）活動の参加を経験
- 目標16：地域活動で北潟湖の自然・歴史・文化を活用した環境学習を実施
- 目標17：アクセスしやすい北潟湖に関する様々な情報の整備と維持



3.2 自然再生目標を達成するための施策

(1) 方針１：水環境の検討と管理の推進

目標１：誰もが泳ぎ遊びたくなる北潟湖の水環境
目標２：かつてのような、透明度の高い“美しい”と感じる水環境
目標３：カヌーで遊んでもにおいや色が気にならない湖水
目標４：関係者の話し合い・合意に基づく水環境管理の仕組みづくりと継続

［目標達成のための施策］

①　湖水の水質・塩分濃度の定期的な測定と情報共有

◆これまでの取組

福井県によって、昭和 56（1981）年から湖水の定期的な水質モニタリングが行なわれており、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、全窒素（T-N）、全りん（T-P）などの環境基準項目が計測されており、県のホームページから情報提供されています。また、平成 6（1994）年からは、あわら市でも 2 回/年の水質モニタリングで pH、COD、SS、T-N、T-P などを計測しています。

さらに、平成 27（2015）年以後、福井県立大学により北潟湖の塩分濃度の分布調査も行なわれています。

◆今後取り組む施策

・これまで実施してきた湖水の水質モニタリングの継続（福井県、あわら市）
・塩分濃度の定期的な測定
・測定結果の情報共有

②　水質の調査研究の推進と目標値の設定

◆これまでの取組

北潟湖の水質に関しては、その湖水の水質調査結果をもとに研究者による研究成果がまとめられ、北潟湖の水質汚濁の原因や浄化に関しての考察が提示されています。また、北潟湖の水質については環境基準（COD 等 B 類型、T-N 等Ⅳ類型）が設定されており、これが水質の目標となっています。

しかし、湖の生態系を大きく左右する塩分濃度について、目標値は設定されていません。

◆今後取り組む施策

・漁業者、農業者、住民等の関係者の合意形成/アンケートの実施
・塩分濃度の管理目標の設定

③　水質・塩分濃度の目標値と監視に基づく開田橋の管理方針の検討と実施

◆これまでの取組

これまで、県、市による水質計測と環境基準の達成状況については監視をしてきました。一方で、塩分濃度については明確な目標値は設定されておらず、目標に基づく開田橋の管理方針については明確ではないか、明確に共有されていませんでした。

◆今後取り組む施策

・専門家、関係機関による十分な協議と継続的な情報共有

・開田橋の管理手引きの作成と（概要版の）配布

④　周辺農地からの環境負荷低減・湖にやさしい農業の推進

◆これまでの取組

北潟湖への水質汚濁の負荷を減ずるため、周辺住宅地では下水道の普及に取り組んできました。また、農地においても化学肥料を減ずるなど取り組んできました。

◆今後取り組む施策

・水田や丘陵地からの濁水・土砂の流出防止

・化学肥料を低減させた農業の推進

・土取場からの土砂流出防止

(2) 方針２：生物多様性の保全･再生

目標５：食物連鎖の頂点に君臨するオジロワシが舞う生態系の保全・再生

目標６：多様な生物を育む水辺移行帯の保全・再生

目標７：北潟湖と周辺地域に広がる谷津での絶滅危惧種の保全・再生

目標８：外来種に対する意識向上と積極的な駆除

［目標達成のための施策］

①　北潟湖と周辺農地（水田）との水域ネットワークの構築

◆これまでの取組

北潟湖と周辺農地（水田）との水域ネットワークを構築する取組として、これまで、水田魚道の試験的な設置が行なわれてきました。

◆今後取り組む施策

・休耕田や放棄水田のビオトープ化や湛水化、冬期湛水田（ふゆみずたんぼ）の拡大

・階段式水田魚道の設置拡大

・堰上げ式水田魚道の試験的な実施

②　北潟湖湖畔の水辺移行帯（エコトーン*）の再生

◆これまでの取組

特に行なわれていませんでした。

◆今後取り組む施策

・不要になったコンクリート護岸を除去し水生植物が繁茂する水辺移行帯を復元

・砂浜のなぎさの再生

・湖岸の放棄水田と湖との連結（魚道設置など）

*エコトーン（移行帯）：生態学用語で、水域から陸域までの間など異なる環境が連続的に推移して接している場所。一般に、生物の多様性が高いことで知られる。

③　浜坂などのヨシ原の保全・再生・活用

◆これまでの取組

ヨシ原に生息する絶滅危惧種の生息状況調査が実施されてきました。

◆今後取り組む施策

・アライグマ、ウシガエル、アメリカザリガニの除去による低密度管理

・ヨシ原内の水路や池の復元

・自然観察エリアの設備と環境教育（学習）での活用

④　赤尾湿地の保全対策

◆これまでの取組

赤尾湿地では、これまで、水辺の植物観察などがしやすいよう草刈りなどが取り組まれてきました。赤尾湿地では、地元小学校を誘致し、水辺の多様な生きものの姿を紹介するなど環境教育（学習）活動の場としても活用されてきました。

◆今後取り組む施策

・これまでの活動の継続（草刈り、観察会等）

⑤　耕作放棄地やため池での絶滅危惧種の保全・再生

◆これまでの取組

ため池の生物多様性を消失させるウシガエルやアメリカザリガニの除去試験とその効果検証が実施されてきました。

◆今後取り組む施策

・トンボ類、水生カメムシ類、ゲンゴロウ類、ガムシ類などの生息状況のモニタリング

主な保全対象種

オグマサナエ、トラフトンボ、アオヤンマ、カトリヤンマ、チョウトンボ、ハッチョウトンボ、ミヤケミズムシ、ヒメミズカマキリ、オオコオイムシ、サメハダマルケシゲンゴロウ、ルイスツブゲンゴロウ、ガムシ、コガムシなど

・ウシガエルやアメリカザリガニの除去による低密度管理

・耕作放棄地の湛水化による新たな生息環境の創出

⑥　北潟湖周辺の清掃活動

◆これまでの取組

北潟湖では、2 回/年程度、地域住民が参加する北潟湖周辺の草刈り活動が実施されてきました。さらに、毎年、子どもたちが湖内でカヌーを使って清掃に取り組んでいます。

◆今後取り組む施策

・湖岸の草刈り活動

・カヌーを活用した湖内の清掃活動

・外来種駆除とも連動した清掃活動

⑦　北潟湖と周辺地域の自然環境調査・研究

◆これまでの取組

北潟湖では、福井県立大学、福井県里山里海湖研究所、福井県自然保護センター等の研究者・専門家による自然環境調査や、子どもたちによる生きもの観察も行なわれてきました。

◆今後取り組む施策

・研究者による自然環境調査

・子どもたちによる自然環境調査・環境教育（学習）との連動

・市民参加型の自然環境調査

⑧　外来種への対策

◆これまでの取組

北潟湖における外来種対策では、漁業者によるオオクチバス、ブルーギルの駆除、市民参加による湖岸のオオキンケイギクの駆除、専門家によるため池等でのアメリカザリガニ、ウシガエルの駆除等が行なわれてきました。

しかし、これらの対策があっても外来種の猛威は依然として収まらない状況であり、今後も継続していく必要があります。

◆今後取り組む施策

・外来種の駆除活動

北潟湖で特に対策を要する外来種

哺乳類　アライグマ、ハクビシン
爬虫類　アカミミガメ
両生類　ウシガエル
魚　類　オオクチバス、ブルーギル
甲殻類　アメリカザリガニ
植　物　オオキンケイギク

※代表的なものを掲載。外来種については常に新たな侵入が想定されるため、動向を注視して順応的に対策する。

(3) 方針３：湖の伝統文化･産業の保全･再生

目標　９：北潟湖での漁業の継続

目標１０：フナやコイ、シジミなどの魚介類の安定した漁獲

［目標達成のための施策］

①　魚道、産卵場所の整備

◆これまでの取組

これまで、水田魚道の試験的な設置やモニタリングが実施されてきました。

◆今後取り組む施策

・休耕田を活用したフナ・コイの繁殖場所造成

・水田魚道の設置拡大

②　漁獲対象魚介類の資源管理と利用

◆これまでの取組

これまで、漁業協同組合によって、フナ、コイ、エビ、シジミ（ヤマトシジミ）などの水産資源の保護（主に放流）が行なわれてきました。

◆今後取り組む施策

・漁獲対象魚介類の放流

(4) 方針４：湖の新たな活用と地域経済への貢献

目標１１：北潟湖と周辺地域が一体となったエコ・グリーンツアーの定例開催
目標１２：新幹線駅・芦原温泉などと連携した北潟湖の観光地として利用
目標１３：北潟国有林の利活用の推進

［目標達成のための施策］

①　北潟湖と周辺地域を活用したエコ・グリーンツアープログラムの企画と運営

◆これまでの取組

これまで、観光協会、地元市民団体、地元地区、福井県、あわら市が連携し、北潟湖周辺農地を活用したグリーンツーリズム、北潟国有林を活用したエコ・グリーンツアーを企画・運営してきました。

◆今後取り組む施策

・湖と連動したエコ・グリーンツアーのプログラム考案と試験的な実施

例：寒ブナなど鮒（フナ）をテーマにしたツアー
富津区さつまいも収穫体験
カヌー体験ツアー
北潟国有林と北潟湖が連携した体験ツアーの推進

②　新幹線駅 - 芦原温泉 - 北潟湖が連携した観光ツアーの企画と運営

◆これまでの取組

あわら市では、平成 35（2023）年春の北陸新幹線芦原温泉駅開業を控え、市内一体とした観光振興に取り組んでいます。

今後、新幹線駅と芦原温泉、さらに北潟湖が連携し、地域の自然資源を活かした取組推進が求められているところです。

◆今後取り組む施策

・新幹線駅・芦原温泉と連動したプログラム考案と試験的な実施

例：たたら遺跡と北潟湖
吉崎御坊
気候療法
蓮如の道

(5) 方針５：環境教育（学習）の推進

目標１４：身近にある北潟湖の現状をよりよく深く理解
目標１５：北潟湖周辺の全小中学生が北潟湖での環境教育（学習）活動の参加を経験
目標１６：地域活動で北潟湖の自然・歴史・文化を活用した環境学習を実施
目標１７：アクセスしやすい北潟湖に関する様々な情報の整備と維持

［目標達成のための施策］

①　今、そして近い将来に何をなすべきか、皆で考え、行動（活動）しよう

◆これまでの取組

特に行なわれていませんでした。

◆今後取り組む施策

・環境教育（学習）活動を、どのように、どのような体制で取り組むか検討

②　世代を超えた（高齢者～青年層～子どもたち）あらゆる人たちが情報を共有し、活動につなげる

◆これまでの取組

特に行なわれていませんでした。

◆今後取り組む施策

・世代を超えた情報共有の場づくり
・活動の計画づくり

③　環境教育（学習）プログラムの作成

◆これまでの取組

これまで、北潟湖や周辺地域では、地域の自然を活かした環境教育（学習）活動が市民団体、地元地区、あわら市等が連携して実施されてきました。そこでは、関わる団体が独自の工夫を凝らせながら、取り組まれています。

今後、北潟湖と周辺地域の自然を活かした環境教育（学習）プログラムを整備することで、環境教育（学習）活動をより強く推進できることが期待できます。

◆今後取り組む施策

・これまで取り組まれてきた環境教育（学習）活動のプログラムのブラッシュアップ
・体系化した環境教育（学習）プログラムの整備
・環境教育（学習）プログラムの実施

④　赤尾湿地での小中学生に対する観察会の実施

◆これまでの取組

これまで、地元市民団体、地元地区、あわら市が連携し、貴重な自然が残る赤尾湿地を子どもたちに学んでもらうため、生息環境整備や観察会を目的とした草刈り等が実施されています。

今後も、活動を継続することで、北潟湖の自然再生活動の重要性の理解につながると考えられます。

◆今後取り組む施策

・観察会等の利用がより一層できやすいように草刈り等の整備の実施
・市内小中学校に呼びかけ、現地に誘致して環境教育（学習）の指導実施
・周辺よりの土砂等の流入防止により、湿地を保全
・湿地帯に生息をしている外来植物の駆除
・地元公民館主催による、住民の参加（協力）を得て、北潟湖への流入河川・赤尾湿地の生物調査の実施
・生物調査により得た記録をもとに冊子を作り、市内外に広報して参加者を増やす
・北潟湖周辺の丘陵地が土砂採取により、山肌がむき出しのまま放置されており、湖への土砂流入が見受けられ、植樹等を計画的に実施し、緑化を図る

⑤　定例的な野鳥観察会・生きもの観察会・自然観察会の開催等

◆これまでの取組

これまで、北潟湖と流入河川、周辺農地や里山等において、地元市民団体、専門家、地元地区、あわら市が連携して、野鳥観察会、生きもの観察会などの自然観察会が行なわれています。

◆今後取り組む施策

・北潟湖の魚類観察会
・観音川の水辺の生きもの観察会
・谷津やヨシ原の生物多様性の現状を学ぶ生きもの調べの実施
・市民参加型による耕作放棄地の湛水化と維持管理、環境教育（学習）スポットとしての活用

4 自然再生協議会組織及び役割分担

4.1 協議会の組織

北潟湖とその周辺地域における自然再生は、多様な主体から構成される北潟湖自然再生協議会において協議を重ねながら、全体構想の作成、実施計画案を作成します。

実施計画は、協議会で検討した実施計画案をもとに、実施者が自ら作成し、自ら実行します。その実施状況については北潟湖自然再生協議会で定期的に情報共有し、実施状況を確認しながら、北潟湖とその周辺地域の自然再生を進めます。



図 7　北潟湖自然再生推進体制イメージ

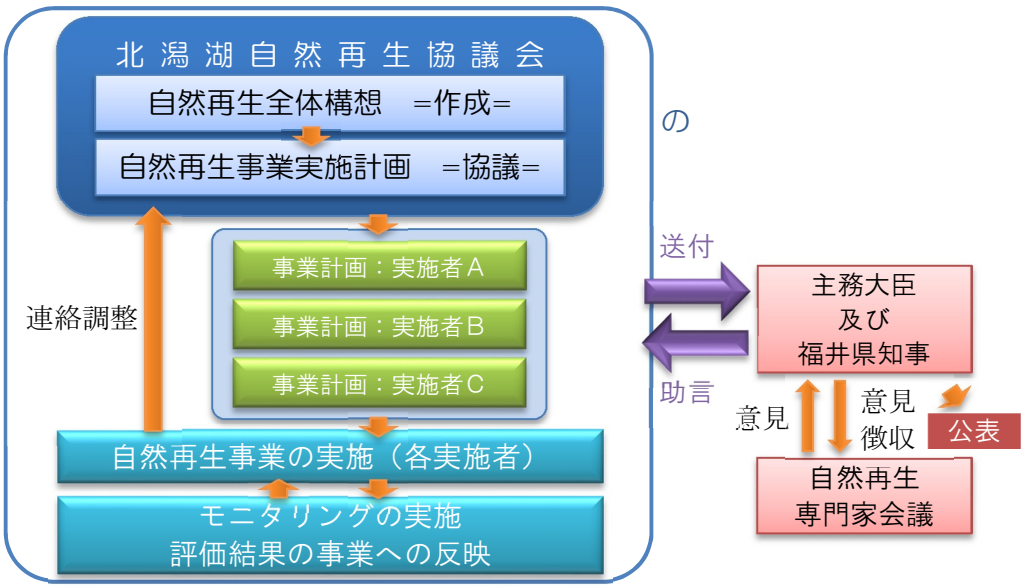


図 8　北潟湖自然再生事業実施イメージ

4.2 役割分担

北潟湖の自然再生を推進するため、本自然再生全体構想の推進にあたり、その内容に関わる役割を分担します。

北潟湖の保全と活用には、北潟湖に関わる全ての主体が力をあわせ、協働して取り組むこととします。

作業項目と役割分担についての概要は、次の表に一覧としてまとめます。また、詳細な実施項目と役割分担は今後策定する自然再生事業実施計画において策定します。

表 3　北潟湖の自然再生に関わる役割分担一覧表

取組項目＼実施者	環境保全団体	一般市民	大学・研究機関	農業関係者	漁業関係者	商工関係者	観光事業者	教育機関	企業	国	福井県	あわら市
方針 1. 水環境の検討と管理の推進												
①湖水の水質・塩分濃度測定	○	○	◎							◇	◎	○
②水質の調査研究・目標値設置	○	○	◎	◎	◎	○	○	○		◇	◎	○
③水質・塩分濃度の監視と開田橋管理	○	○	◇	○	○					◇	◎	○
④周辺農地からの環境負荷低減	○	○	◇	◎						◇	◎	○
方針 2. 生物多様性の保全と再生												
①北潟湖と周辺農地の水域ネットワーク	○	○	◇	○	○					◇	◎	○
②北潟湖湖畔のエコトーンの再生	○	○	◇	○	○					◇	◎	○
③浜坂のヨシ原の保全・再生・活用	○	○	◇							◇	◎	○
④赤尾湿地の保全対策	○	○	◇							◇	◎	○
⑤耕作放棄地・ため池での絶滅危惧種再生	○	○	◇	○						◇	◎	○
⑥北潟湖周辺の清掃活動	○	○		○	○	○	○	○	○		◎	◎
⑦北潟湖と周辺地域の自然環境調査研究	○	○	◎							◇	◎	○
⑧外来種への対策	○	○	◇	○	○			○	○	◇	◎	◎
方針 3. 湖の伝統文化・産業の保全・再生												
①魚道、産卵場所の整備	◎	○	◇	○	○					◇	○	○
②漁獲対象魚介類の資源管理と利用	○		◇		◎	○	○		○	◇	○	○
方針 4. 湖の新たな活用と地域経済への貢献												
①エコ・グリーンツアープログラム実施		○		○	○	◎	◎		○		○	◎
②新幹線 - 芦原温泉 - 北潟湖の連携		○				○	○		○		○	◎
方針 5. 環境教育（学習）の推進												
①何をなすべきか、考え、行動する	○	○		○	○	○	○	○	○	◇	◎	○
②世代を超えた情報共有、活動	○	○		○	○	○	○	○	○	○	◎	○
③環境教育（学習）プログラムの作成	○		◇					◎		◇	◎	○
④赤尾湿地での小中学生観察会	◎	○						◎			◎	○
⑤定期的な野鳥観察・自然観察会等	◎	○									◎	○

※この表は現時点で想定される役割を記載したものであり、今後の活動内容の推移によって変更されることがあります。

◎主導して積極的に行なう
○行われる取組への参加や支援
◇助言、指導、情報提供

参考・引用文献

「あわら市環境基本計画」あわら市、平成 19（2007）年

「あわら市北潟村民誌」北潟歴史探訪の会、平成 29（2017）年

「芦原町史」芦原町史編纂委員会、昭和 48（1973）年

「改定あわら市都市マスタープラン」あわら市、平成 29（2017）年

「改訂版　福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」福井県、平成 28（2016）年

「金津町吉崎の郷土誌」金津町教育委員会、平成 11（1999）年

「北潟湖魚介類生息状況調査 報告書」福井県自然環境課・(株)北陸環境科学研究所、平成 22(2010)年

「北潟湖周辺地区都市再生整備計画」あわら市、平成 26（2014）年

「北潟湖の水質改善に関する調査研究」髙島正信、平成 19(2007)年、福井工業大学研究紀要(37)、371-381

「北潟村誌」北潟青年学校、昭和 11（1936）年

「公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」福井県、昭和 48（1973）～平成 29（2017）年度

「森林・林業体験プログラム～北潟国有林をフィールドとして～」林野庁近畿中国森林管理局福井森林管理署、平成 23（2011）年

「第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査結果」環境省、平成 7（1995）年

「第 2 次あわら市総合振興計画」あわら市、平成 28（2016）年

「福井県のすぐれた自然」福井県、平成 11（1999）年

「平成 27 年度福井県立大学連携リーグ連携研究推進事業　②北潟湖および観音川の水環境・底生動物調査結果報告」奥村充司、平成 28（2016）年

「守り伝えたい福井の里地里山」福井県、平成 17（2005）年

北潟湖自然再生全体構想策定までの経緯

(1) 北潟湖の自然再生に関する協議会

北潟湖の自然再生に関する協議会は、北潟湖の自然環境について考え、今後、再生・保全し活用するための基本方向性や具体的な方策を協議することを目的に、平成 26（2014）年 3 月に設立されました。この協議会では、北潟湖の自然再生を推進するため 17 回の会合を持ち、現状の問題点、課題などが話し合われました。

［協議会参加者］

【委員】　　平成 30（2018）年 4 月現在

職名	氏名	役職
会　長	青海　忠久　※	学識経験者（福井県立大学名誉教授）
副会長	組頭　五十夫　※	日本野鳥の会 福井県 副代表
委　員	浅田　能成	あわら市エコ市民会議代表
	河田　勝治　※	あわらの自然を愛する会 会長
	内田　和夫	観音川を護る会 会長
	丸谷　浩二	観音川を護る会 会員
	出口　美貴和	NPO 法人 グリーンウェル 代表
	辻下　義雄　※	北潟漁業協同組合 組合長
	長谷川　吉弘	芦原北潟土地改良区 理事長
	見澤　啓子	北潟東区女性代表
	佐孝　百合子	北潟西区女性代表
	辻　邦雄　※	北潟公民館 館長
	竹内　輔常	細呂木公民館 館長
	四方　政美	吉崎公民館 館長
	松村　俊幸	福井県自然保護センター 所長
	西垣　正男　※	福井県安全環境部自然環境課 主任

※ 北潟湖の自然再生に関する協議会運営員

【事務局】あわら市生活環境課

［協議会会議開催経緯］

開催日程	実施会議	開催日程	実施会議
H26（2014）.3	設立総会	H28（2016）.4	平成 28 年度第 1 回協議会
H26（2014）.6	平成 26 年度第 1 回協議会	H28（2016）.5	平成 28 年度第 2 回協議会
H26（2014）.9	平成 26 年度第 2 回協議会	H28（2016）.7	平成 28 年度第 3 回協議会
H27（2015）.1	平成 26 年度第 3 回協議会	H28（2016）.9	平成 28 年度第 4 回協議会
H27（2015）.6	平成 27 年度第 1 回協議会	H28（2016）.11	平成 28 年度第 5 回協議会
H27（2015）.7	平成 27 年度第 2 回協議会	H29（2017）.3	平成 28 年度第 6 回協議会
H27（2015）.8	平成 27 年度第 3 回協議会	H29（2017）.9	平成 29 年度第 1 回協議会
H27（2015）.9	平成 27 年度第 4 回協議会	H30（2018）.1	平成 29 年度第 2 回協議会
H27（2015）.11	平成 27 年度第 5 回協議会	H30（2018）.5	平成 30 年度第 1 回協議会
H28（2016）.3	平成 27 年度第 6 回協議会	―	―

(2) 北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会

北潟湖の自然再生を本格的に実行に移すため、さらに、地元住民の多くの皆さまや幅広い行政機関等にもご参集いただき、自然再生推進法に基づく「北潟湖自然再生協議会」設置に向けて北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会を設置しました。

［北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会名簿］　　平成 30（2018）年 10 月 25 日現在

職名	氏名	役職
会　長	青海　忠久	学識経験者(県立大学名誉教授)
副会長	組頭　五十夫	日本野鳥の会 福井県 副代表
	浅田　能成	あわら市エコ市民会議代表
	河田　勝治	あわらの自然を愛する会 会長
	内田　和夫	観音川を護る会 会長
	丸谷　浩二	観音川を護る会 会員
	出口　美貴和	NPO 法人 グリーンウェル 代表
	辻下　義雄	北潟漁業協同組合 組合長
	長谷川　吉弘	芦原北潟土地改良区 理事長
	見澤　啓子	北潟東区女性代表
	佐孝　百合子	北潟西区女性代表
	竹内　輔常	細呂木公民館 館長
	四方　政美	吉崎公民館 館長
	松村　俊幸	県自然保護センター 所長
	西垣　正男	県安全環境部自然環境課 主任
	井上　善宣	細呂木区長
	妻川　忠致	蓮ケ浦区長
	末富　攻	吉崎地区区会長
	佐賀　繁次	北潟西区区長
	北浦　博憲	北潟東区区長
	長谷川　正芳	赤尾区長
	松本　昇	富津区区長
	堂野　實	浜坂区区長
	清水　一美	北潟東区副区長
	川﨑　進	北潟西区副区長
	佐孝　幸一郎	北潟区区長会顧問
	丸岡　榮一	北潟区区長会参与
	仁佐　一三	あわら市市議会議員
	毛利　純雄	あわら市市議会議員
	竹田　直行	北潟湖ハクチョウを見守る会
	富永　修	福井県立大学教授
	奥村　充司	福井高専准教授
	石井　潤	福井県里山里海湖研究所
	杉野　弘尚	花咲ふくい農業協同組合
	佐々木　繁一	福井県土地改良事業団体連合会　課長
	酒井　忠彰	福井県環境政策課　参事
	北川　凌大	あわら市観光商工課
	坪田　雅英	あわら市農林水産課

職名	氏名	役職
	嶋崎　光士	市民一般公募枠
	伊藤　和弘	市民一般公募枠
	水口　亜樹	福井県立大学准教授
	木戸　俊昭	北潟漁業協同組合
	谷口　実鈴	福井県立大学学生
	上木　大輔	あわら市カヌー協会
	福田　健	市民一般公募枠
	斉藤　貞幸	市民一般公募枠

【事務局】　あわら市生活環境課

■準備会会議開催経緯

開催回	開催日程	場所
第 1 回	平成 30 年　6 月 28 日（木） （2018 年）	あわら市役所 3 階　正庁
第 2 回	平成 30 年　8 月 25 日（土） （2018 年）	北潟公民館 1 階　会議室
第 3 回	平成 30 年 10 月 25 日（木） （2018 年）	北潟公民館 1 階　会議室



準備会開催風景

(3) 北潟湖自然再生協議会

■開催経緯

開催回	開催日程	場所	出席者数
第 1 回 （設立総会）	平成 30 年 11 月 24 日（土） （2018 年）	福井県立芦原青年の家 1 階　体育館	117 名
第 2 回	平成 31 年 2 月　2 日（土） （2019 年）	あわら市北潟公民館 1 階　集会室	54 名
第 3 回	平成 31 年 3 月 23 日（土） （2019 年）	あわら市北潟公民館 1 階　集会室	43 名

※設立総会はフォーラムと同時開催のため、協議会構成員以外からも参加があった。



第 1 回（設立総会）



第 2 回



第 3 回

北潟湖自然再生協議会規約

（設置）
第１条　自然再生推進法（平成１４年法律第１４８号）第８条に規定する自然再生協議会を設置する。

（名称）
第２条　この自然再生協議会は、北潟湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

（対象区域）
第３条　協議会で検討する自然再生の対象区域は、北潟湖流域およびその周辺地域とする。

（目的）
第４条　対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）
第５条　協議会は、次に掲げる事務を行う。
（１）自然再生全体構想の作成
（２）自然再生事業実施計画の作成
（３）自然再生事業の実施および、そのための連絡調整
（４）その他必要な事項

（構成）
第６条　協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
（１）自然再生事業を実施しようとする者および団体
（２）自然環境に関し専門的知識を有する者
（３）関係行政機関および行政区
２　協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第１２条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
３　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から２０２０年３月３１日までとする。

（途中参加委員）
第７条　前条第１項に定める委員からの推薦があり、第１２条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
２　新たに委員となろうとする者が、第１５条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第１２条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
３　前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第３項に規定する委員の残任期間とする。

（委員資格の喪失）
第８条　委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
（１）辞任
（２）死亡、失踪の宣告
（３）委員が属する団体または法人の解散
（４）解任

（辞任および解任）
第９条　辞任しようとする者は、第１５条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
２　協議会の目的もしくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第１２ 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
３　解任されようとする者には第１２条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

（会長および副会長）
第１０条　協議会に会長１名および副会長２名を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

（顧問）
第１１条　協議会に若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
３　顧問の任期は２年とし、再任することができる。

（協議会の会議）
第１２条　協議会の会議は、会長が召集する。
２　協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
３　会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
４　協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合、または第６条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第１項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第１７条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し専門的協議を要請することができる。

（部会）
第１３条　部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第１２条に規定する協議会の会議に報告する。
２　協議会委員およびオブザーバーは部会に所属することができる。部会には、協議会委員およびオブザーバーの他に、独自に部会委員を置くことができる。
３　部会に部会長および副部会長各１名置き、部会構成委員の互選により選出する。
４　部会会長は部会を代表し、会務を総理する。
５　副部会長は部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
６　部会は部会長の召集により開催される。
７　部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
８　部会事務局は、部会運営の趣旨にふさわしく、かつ部会運営の事務能力を持つと認められる団体に設置することとする。

（公開）
第１４条　協議会の会議および部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
２　協議会の会議および部会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。
３　協議会の会議および部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
４　協議会の会議および部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

（協議会事務局）
第１５条　協議会の会務を処理するために協議会事務局を設ける。
２　協議会事務局はあわら市生活環境課に置く。

（協議会事務局の所掌事務）
第１６条　事務局は、次に掲げる事務を行う。
（１）第１２条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
（２）第１２条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
（３）その他協議会が付託する事項

（運営細則）
第１７条　この規約に規定することの他、規約施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第１２条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に定める。

（規約改正）
第１８条　この規約は、第６条に規定する協議会の委員の発議により、第１２条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附　則
この規約は、平成３０（２０１８）年１１月２４日から施行する。

北潟湖自然再生協議会運営細則

（部会の設置）
第１条　協議会に次の部会を設置する。
（１）水と生きもの再生部会
（２）伝統文化と地域経済振興部会
（３）環境教育部会

（検討事項）
第２条　各部会では次の事項を検討する。
（１）水と生きもの再生部会
　　水環境・生物多様性に関する事項
（２）伝統文化と地域経済振興部会
　　伝統文化・産業及び地域経済（観光）に関する事項
（３）環境教育部会
　　環境教育に関する事項

（部会事務局）
第３条　部会の会務を処理するために部会事務局を設ける。
２　部会事務局は次のとおりとする。
（１）水と生きもの再生部会
　　福井県自然環境課及びあわら市生活環境課
（２）伝統文化と地域経済振興部会
　　あわら市観光商工課及びあわら市生活環境課
（３）環境教育部会
　　あわら市生活環境課

（部会事務局の所掌事務）
第４条　部会事務局は次に掲げる事務を行う。
（１）部会の会議の運営
（２）部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
（３）その他部会が付託する事項

（細則改正）
第５条　この細則は、協議会規約第１２条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得た上で、会長が改正することができる。

附　則
この細則は、平成３１（２０１９）年３月２３日から施行する。

北潟湖自然再生協議会構成員名簿

■研究者・有識者

	氏　名	所　属　等	備　考
1	青海　忠久	福井県立大学名誉教授	会　長
2	組頭　五十夫	日本野鳥の会　福井県　副代表	副会長
3	富永　修	福井県立大学教授	
4	水口　亜樹	福井県立大学准教授	

■顧問

	氏　名	所　属　等
1	佐々木　康男	あわら市長
2	毛利　純雄	あわら市議会議員
3	仁佐　一三	あわら市議会議員

■個人

	氏　名	所　属　等
1	見澤　啓子	あわら市在住
2	佐孝　百合子	あわら市在住
3	嶋崎　光士	あわら市在住
4	福田　健	あわら市在住
5	木戸　俊昭	あわら市在住
6	古宅　幸久	あわら市在住
7	坂野　靖子	あわら市在住
8	齊藤　貞幸	坂井市在住
9	橋本　健二	坂井市在住
10	奥村　充司	越前市在住

■行政・研究機関

	部　署	役　　職	氏　名
1	福井県安全環境部自然環境課	課長	佐々木　真二郎
2	福井県自然保護センター	所長	松村　俊幸
3	あわら市市民生活部	部長	杉本　季佳
4	あわら市経済産業部	部長	後藤　重樹
5	あわら市教育委員会	部長	糠見　敏弘

■団体

	団体名	役　　職	氏　名
1	芦原北潟土地改良区	理事長	長谷川　吉弘
2	あわら市エコ市民会議	会員	浅田　能成
3	あわら市エコ市民会議	会員	水口　勝治
4	あわら市カヌー協会	理事長	上木　大輔
5	あわら市観光協会	事務局長	米由　誠
6	あわらの自然を愛する会	会長	河田　勝治
7	観音川を護る会	会長	内田　和夫
8	北潟漁業協同組合	組合長	辻下　義雄
9	北潟漁業協同組合	組合員	田端　和英
10	北潟湖生きもの応援隊	隊員	大西　五十二

11	花咲ふくい農業協同組合	営農指導員	杉野　弘尚
12	福井県土地改良事業団体連合会	事業部環境計画課長	佐々木　繁一
13	北潟公民館	館長	佐賀　繁次
14	吉崎公民館	館長	四方　政美
15	北潟区区長会	顧問	佐孝　幸一郎
16	北潟区区長会	参与	丸岡　榮一
17	北潟東区	区長	北浦　博憲
18	北潟東区	副区長	清水　一美
19	北潟西区	区長	川﨑　進
20	北潟西区	副区長	古橋　照夫
21	赤尾区	区長	長谷川　正芳
22	富津区	区長	松本　昇
23	浜坂区	区長	堂野　實
24	細呂木区	区長	坂本　拡男
25	吉崎地区	区長会長	末富　攻

■オブザーバー

	部　署	役　　職	氏　名
1	環境省中部地方環境事務所	統括自然保護企画官	酒向　貴子

■事務局

	名　称
	あわら市　市民生活部　生活環境課

（平成 31（2019）年 3 月 23 日現在）

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）について

自然再生推進法とは

自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として制定された法律です。所管は環境省、農林水産省、国土交通省です。

◆“自然再生”の定義

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加し、自然環境の保全、再生、創出、維持管理することをいいます。

〔自然再生の定義〕

保　全：良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再　生：自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

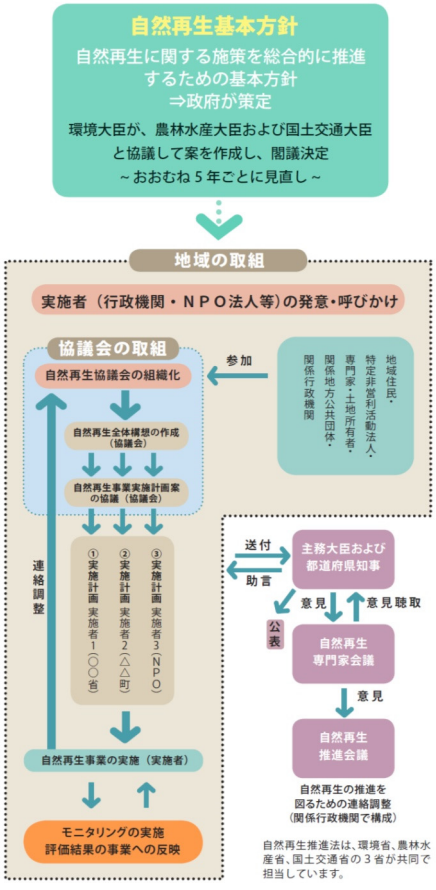
創　出：大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理：再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行なう行為

§ 自然再生協議会とは

自然再生推進法の第 8 条の規定により設置される協議会です。自然再生事業を適切にかつ円滑に進めるための組織で、事業実施地域ごとに設置されます。

協議会は自然再生事業の実施者が組織するもので、実施者、地域住民、NPO、専門家、土地の所有者、行政機関、地方公共団体等により構成されます。協議会は、自然再生全体構想の作成、事業実施計画の協議、実施にかかる様々な連絡調整を行ないます。



自然再生推進法に基づく自然再生事業実地の流れ
引用（環境省パンフレット、平成 20（2008）年）

◆法に基づく自然再生推進のポイント

自然再生事業の実施者は、その事業の目的や内容を示し、その地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、広く自然再生協議会への参加を呼びかけます。

生物の多様性確保を通じた自然との共生を目指す自然の力、地域の多様な主体の参加・連携により行なわれる地域の和、科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組を実施する科学の目をもって、残された自然の保全の優先と自然生態系の劣化の要因の除去を行ないます。

◆法定協議会のメリット

①横断的連携

多様な主体が連携し透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施するものです。

②地域の自主性の尊重

地域住民や NPO 法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取組を行なうことができます。

③法の裏付けのもとで計画・実施

自然再生全体構想や自然再生事業実施計画に法的な根拠を持たせているため、事業の着手後においても自然再生の状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させるなど、息の長い取組を行なうことができます。

④NPO 法人等の発意にも行政が参加

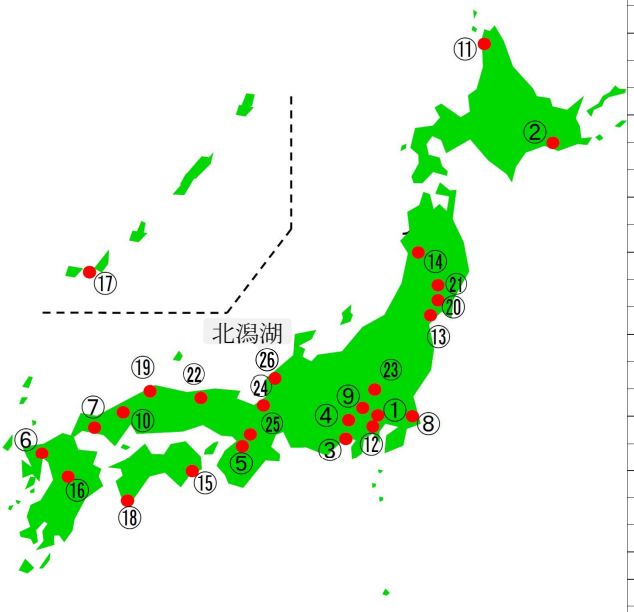
NPO 法人等が発意した自然再生協議会であっても、協議会に行政が参加しているため、各種事業を活用することや情報提供を受けることができます。

⑤科学的知見の活用

自然再生事業実施計画の作成にあたり、自然再生専門家会議からの助言を得られることや、自然再生事業の実施について、各種データや地域の専門家の意見を踏まえて客観的に取り組むことができます。

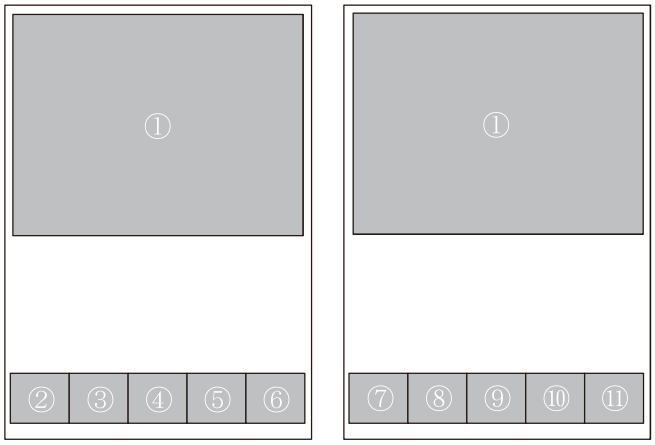
自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図

H27.7月末現在



		協議会名	設立日
	①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
	②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
	③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
	④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
	⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
	⑥	椹原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
	⑦	椹野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
	⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
	⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
	⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
	⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
	⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
	⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
	⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
	⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
	⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
	⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
	⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
	⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
	⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
	㉑	久保川イーハートーブ自然再生協議会	H21.5.16
	㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
	㉓	多々良沼・城沼自然再生協議会	H22.4.10
	㉔	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
	㉕	高安自然再生協議会	H26.1.14
※	㉖	北潟湖自然再生協議会	H30. 11. 24

※環境省作成図に一部追記



表紙　　裏表紙

①北潟湖の全景（北潟湖の上流側より河口方面を望む）
②④⑦⑨ 昭和 40 年代の北潟湖の風景 ③オグマサナエ ⑤ヨシガモ
⑥チョウトンボ ⑧オジロワシ ⑩ミサゴ ⑪コハクチョウ

本冊子に掲載した写真は、次の方々からご貸与いただきました。

石井潤、大西五十二、河田勝治、組頭五十夫、齊藤貞幸、関章人、竹嶋喜恵子、竹田直行、福田健、松村俊幸（敬称略。五十音順記載）

北潟湖自然再生全体構想
－ 北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう －

発行　平成３１（２０１９）年３月

［連絡］北潟湖自然再生協議会事務局
あわら市市民生活部生活環境課環境グループ
〒919-0692　福井県あわら市市姫三丁目１番１号
電　　話：0776-73-1221(代表)
ファックス：0776-73-1350

北潟湖自然再生協議会ホームページ
http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life03/life0301/p009388.html



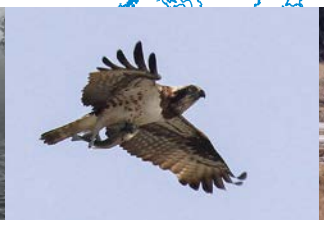














平成31(2019)年3月発行